

名古屋市自殺対策推進本部会議 次第

日時：令和 5 年 3 月 27 日（月）

幹部会報告終了後

場所：東庁舎 5 階 大会議室

【議題】

- 1 自殺の現状について (資料 1)
- 2 令和 4 年度主な自殺対策事業の実施状況について（健康福祉局分） (資料 2)
- 3 令和 5 年度主な自殺対策関連事業の取組みについて (資料 3)

【参考資料】

- ・いのちの支援なごやプラン（第 2 次）（名古屋市自殺対策総合計画（第 2 次））

○名古屋市自殺対策推進本部規程

平成19年5月23日

達第47号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、名古屋市自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は健康福祉局主管副市長とし、副本部長は健康福祉局長とする。

3 本部員は、[別表](#)に掲げる職にある者その他本部長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、本部の事務を総理し、本部会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 推進本部に幹事を置き、[別表](#)に掲げる職にある者その他本部長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

2 幹事は、本部長の命を受け、推進本部の事務について本部員を補佐する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、健康福祉局健康部健康増進課において処理する。

(令2達43・一部改正)

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成20年達第10号)抄

1 この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年達第10号)抄

1 この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年達第7号)抄

1 この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年達第5号)抄

1 この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年達第6号)

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年達第31号)

この達は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成25年達第2号)抄

1 この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年達第2号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年達第7号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年達第1号)

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年達第5号)抄

1 この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年達第11号)抄

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年達第3号)

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別表

(令2達5・令2達43・令3達11・令4達3・一部改正)

本部員	総務局長
〃	スポーツ市民局長
〃	経済局長
〃	子ども青少年局長
〃	交通局長
〃	消防長
〃	教育長
幹事	総務局職員部主幹(メンタルヘルス・保健指導)
〃	スポーツ市民局人権施策推進室主幹(同和問題等)
〃	スポーツ市民局市民生活部消費生活課長
〃	スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室長
〃	経済局産業労働部労働企画室長
〃	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
〃	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長
〃	健康福祉局障害福祉部障害企画課長
〃	健康福祉局障害福祉部精神保健福祉センター所長
〃	健康福祉局生活福祉部保護課長
〃	健康福祉局健康部保健医療課長
〃	健康福祉局健康部健康増進課長
〃	健康福祉局健康部主幹(精神保健・いのちの支援)
〃	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課長
〃	子ども青少年局子育て支援部主幹(児童虐待対策に係る企画調整)
〃	子ども青少年局子育て支援部主幹(女性福祉)
〃	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室長
〃	子ども青少年局子ども未来企画部主幹(子どもの権利擁護に係る企画調整)
〃	子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課長
〃	交通局営業本部電車部駅務課長
〃	消防局救急部救急課長
〃	教育委員会事務局新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室長
〃	教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室長
〃	教育委員会事務局指導部指導室長
〃	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長

令和4年度 第2回名古屋市自殺対策推進本部会議 配席表

令和5年3月27日（月）幹部会終了後
東庁舎5階 大会議室

健康福祉局

杉野副市長

健康部長 健康部主幹

事務局

総務局

経済局

子ども青少年局

消防局

交通局

教育委員会

出入口

自殺の現状について

名古屋市健康福祉局

1	自殺者数の年次推移（本市・全国）【人口動態統計】	2
2	自殺者数の月別推移【人口動態統計】	3
3	年齢階層別の自殺者数【人口動態統計】	3
4	年齢階層別の自殺死亡率【人口動態統計】	3
5	新型コロナウイルス感染症拡大下の自殺者の状況【人口動態統計、自殺統計】	4
・	自殺の現状　まとめ	6

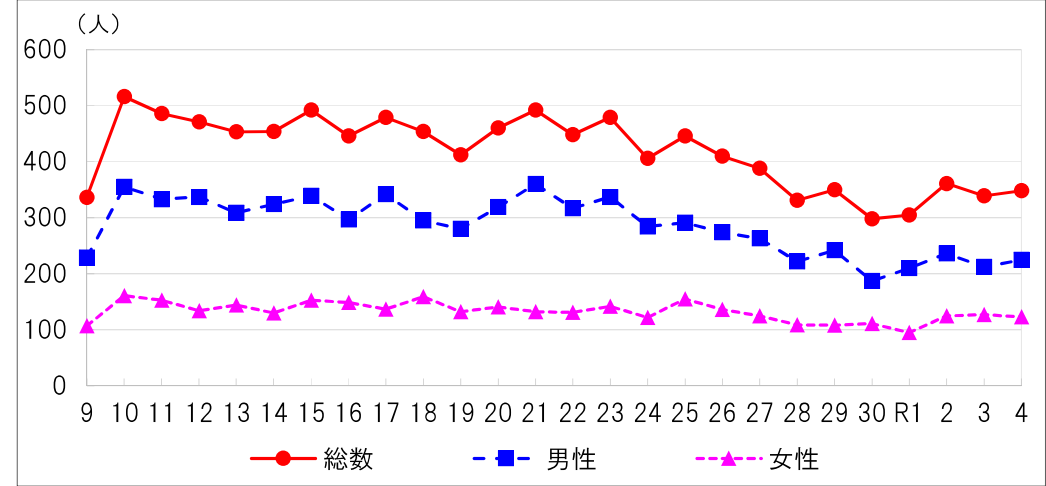
【参考】厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違いについて

区 分	厚生労働省「人口動態統計」	警察庁「自殺統計」
対 象	国内日本人のみ	国内日本人及び外国人
計上地点	自殺者の住所地	自殺者の発見地
調査時点	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理し、後日原因が判明し、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上	捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、自殺に計上
発 表	調査年の翌年6月に概数値、9月に確定値を公表	調査年の翌年1月に速報値、3月に確定値を公表

1. 自殺者数の年次推移（本市・全国）【人口動態統計】

【本市】

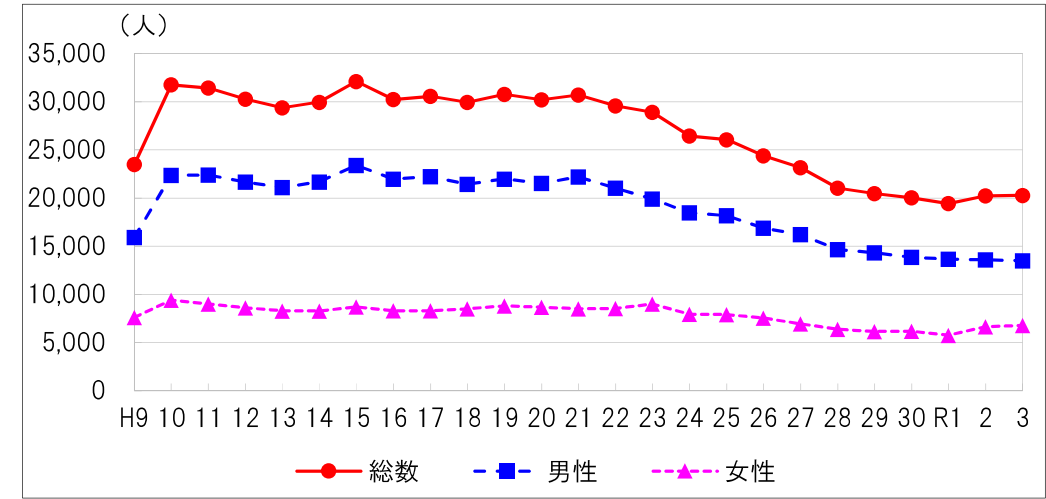
○令和4年の自殺者数は348人で前年比では9人（2.7%）増加した。
○性別では男性が225人（前年比：+13人、6.1%増）で全体の64.7%、
女性が123人（前年比：-4人、3.1%減）で全体の35.3%となっている。



※令和4年は1月～10月は概数値、11月以降は速報値

【全国】

○令和3年の自殺者数は20,291人で前年比では48人（0.2%）増加した。
○性別では男性が13,508人（前年比：-80人、0.6%減）で全体の66.6%、
女性が6,783人（前年比：+128人、1.9%増）で全体の33.4%となった。
○平成21年から10年連続で減少していたが、令和2年から20,000人を上回った。



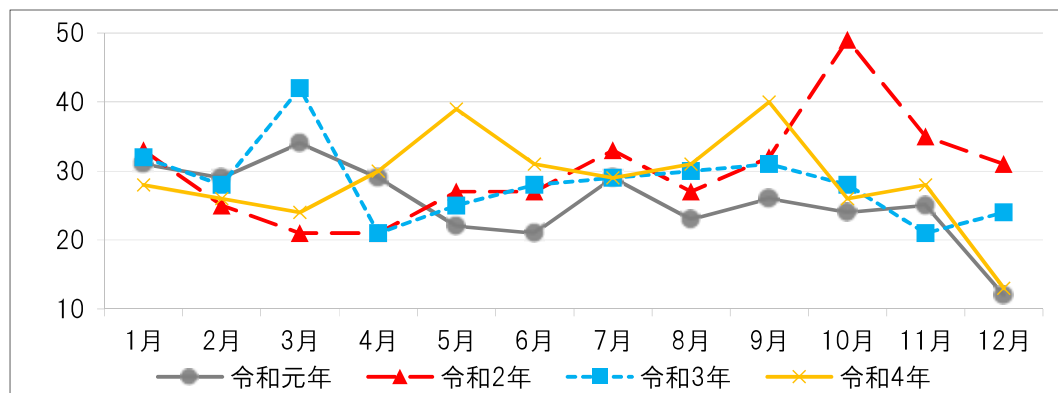
自殺者数の年次推移

	本市				全国			
	総数	男性	女性	自殺死亡率	総数	男性	女性	自殺死亡率
H9	336	229	107	15.6	23,494	15,901	7,593	18.8
H10	516	355	161	23.9	31,755	22,349	9,406	25.4
H11	486	333	153	22.4	31,413	22,402	9,011	25.0
H12	471	337	134	21.7	30,251	21,656	8,595	24.1
H13	453	309	144	20.8	29,375	21,085	8,290	23.3
H14	454	324	130	20.8	29,949	21,677	8,272	23.8
H15	493	340	153	22.5	32,109	23,396	8,713	25.5
H16	446	297	149	20.3	30,247	21,955	8,292	24.0
H17	479	342	137	21.6	30,553	22,236	8,317	24.2
H18	454	295	159	20.4	29,921	21,419	8,502	23.7
H19	412	280	132	18.4	30,827	22,007	8,820	24.4
H20	460	319	141	20.5	30,229	21,546	8,683	24.0
H21	492	360	132	21.8	30,707	22,189	8,518	24.4
H22	448	317	131	19.8	29,554	21,028	8,526	23.4
H23	479	337	142	21.1	28,896	19,904	8,992	22.9
H24	406	284	122	17.9	26,433	18,485	7,948	21.0
H25	446	291	155	19.6	26,063	18,158	7,905	20.7
H26	410	274	136	18.0	24,417	16,875	7,542	19.5
H27	388	263	125	16.9	23,152	16,202	6,950	18.5
H28	331	222	109	14.4	21,017	14,639	6,378	16.8
H29	350	242	108	15.1	20,465	14,333	6,132	16.4
H30	298	187	111	12.8	20,031	13,851	6,180	16.1
R1	305	210	95	13.1	19,425	13,668	5,757	15.7
R2	361	236	125	16.0	20,243	13,588	6,655	16.4
R3	339	212	127	14.6	20,291	13,508	6,783	16.5
R4	348	225	123	15.0	17,803 (21,843)	12,038 (14,722)	5,765 (7,121)	- (17.4)

※本市の令和4年は1～10月は概数値、11月以降は速報値
全国の令和4年は1月～10月の概数値
（ ）内は参考として警察庁の自殺統計の暫定値
※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

2. 自殺者数の月別推移【人口動態統計】

○令和4年は例年と比較して3月は少なかったが、5月と9月が多くなっている。

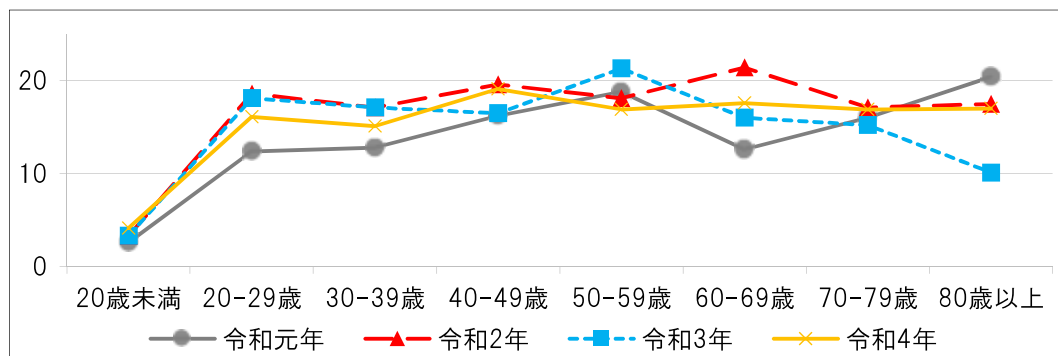


	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和4年	28	26	24	30	39	31	29	31	40	29	28	13	348
累計	28	54	78	108	147	178	207	238	278	307	335	348	—
令和3年	32	28	42	21	25	28	29	30	31	28	21	24	339
累計	32	60	102	123	148	176	205	235	266	294	315	339	—
令和2年	33	25	21	21	27	27	33	27	32	49	35	31	361
累計	33	58	79	100	127	154	187	214	246	295	330	361	—
令和元年	31	29	34	29	22	21	29	23	26	24	25	12	305
累計	31	60	94	123	145	166	195	218	244	268	293	305	—

※令和4年は1月～10月は概数値、11月以降は速報値

4. 年齢階層別の自殺死亡率【人口動態統計】

○令和4年は40歳代が最も高く、次いで80歳以上、50歳代と70歳代となっている。



※厚生労働省「人口動態統計」より本市にて作成

※令和4年は1月～10月は概数値、11月以降は速報値

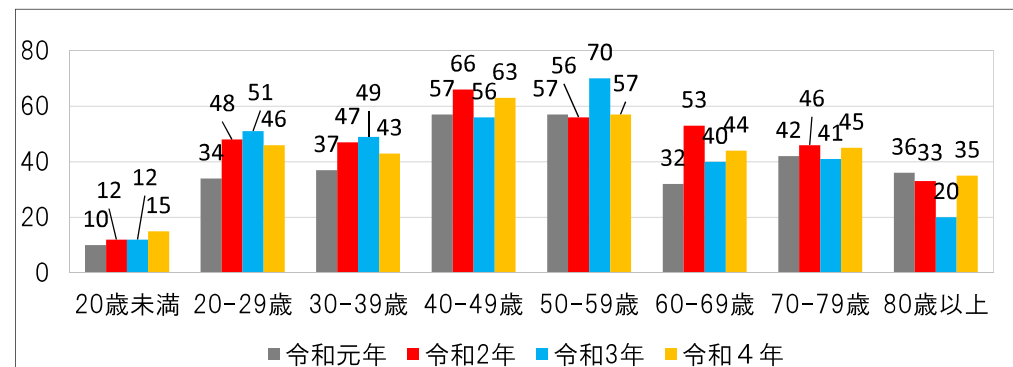
3. 年齢階層別の自殺者数【人口動態統計】

3

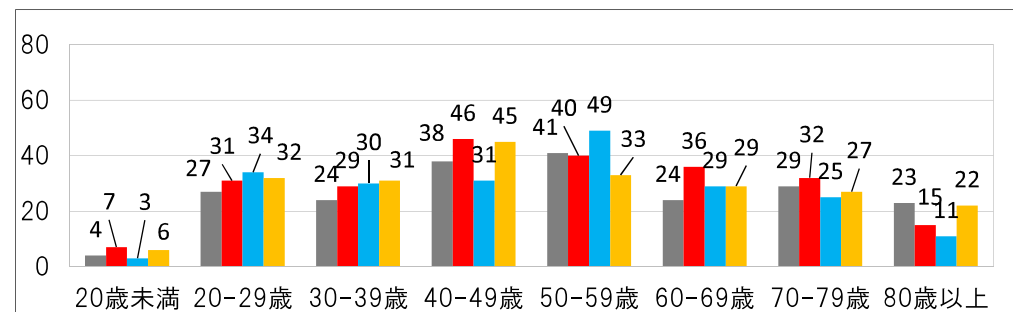
○令和4年は40歳代が63人と最も多く、次いで50歳代が57人、20歳代が46人となっている。

○性別では、男性は40歳代が45人と最も多く、次いで50歳代が33人、女性は50歳代が24人と最も多く、次いで40歳代、70歳代が共に18人となっている。

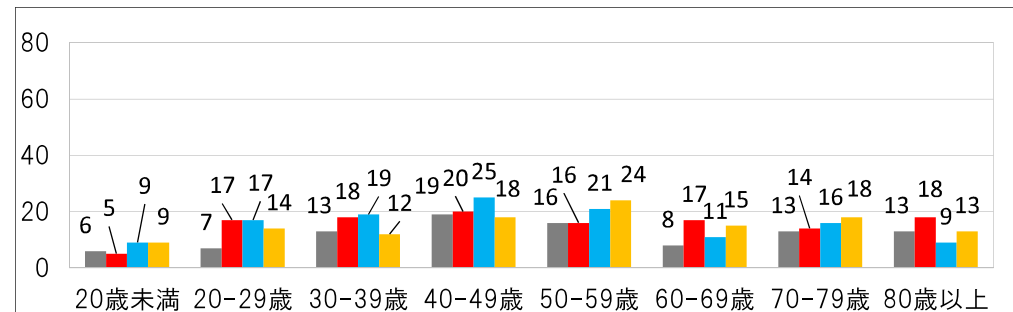
<総数>



<男性>



<女性>



※令和4年は1月～10月は概数値、11月以降は速報値

5. 新型コロナウイルス感染症拡大下の自殺者の状況【人口動態統計】＜令和2年～令和4年の自殺者数増減率＞ （過去5年（平成27年～令和元年）平均との比較）

【年代別】

＜総数＞

- コロナ禍前と比較して、主に20歳未満や20歳代において増加しており、20歳未満は令和4年に大きく増加している。
- 70歳代は、コロナ禍以降で減少している。

＜男性＞

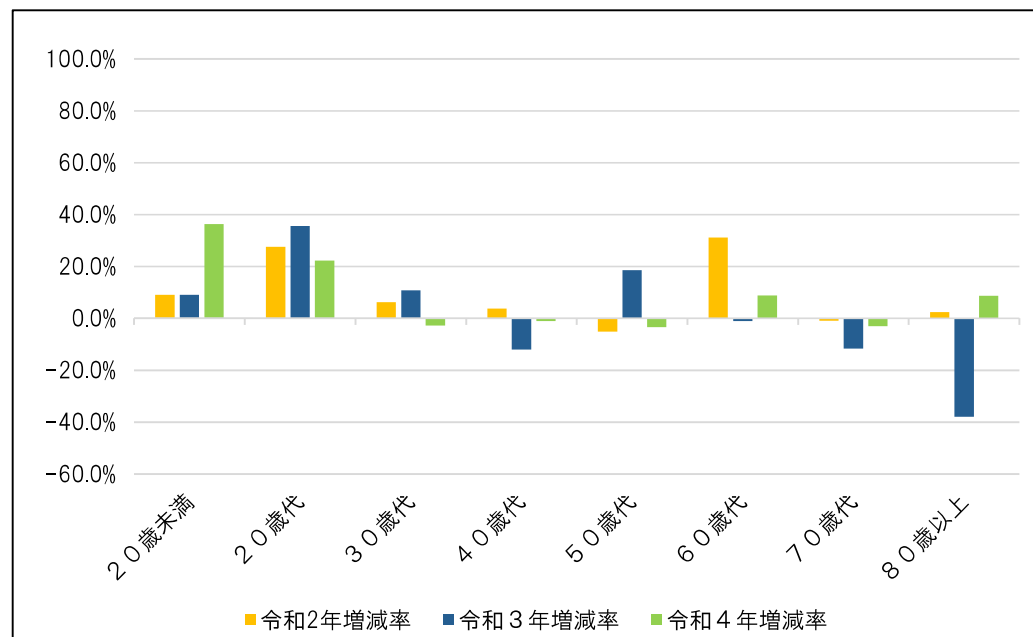
- 20歳代、60歳代は、コロナ禍以降で増加している。

＜女性＞

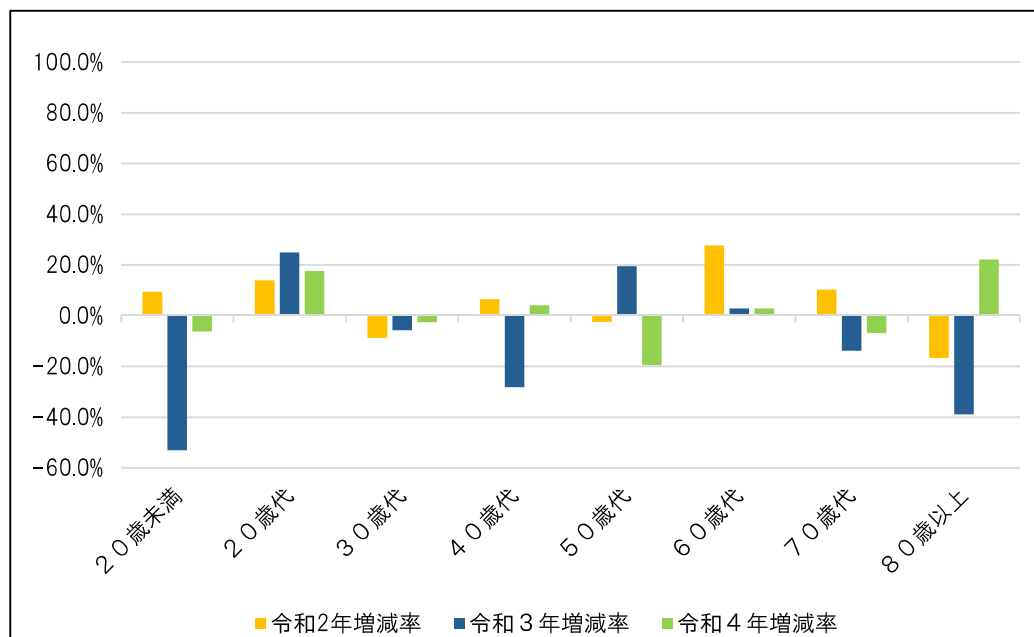
- 20歳未満、20歳代、30歳代の若年層の増加が大きい。

※令和4年は1月～10月は概数値、11月以降は速報値

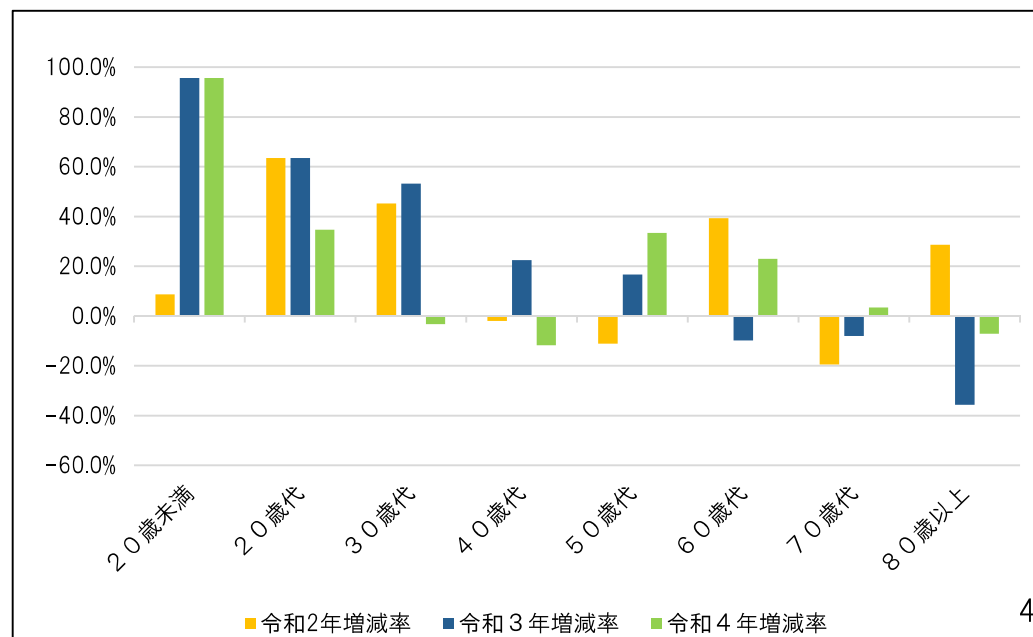
＜総数＞



＜男性＞



＜女性＞



5. 新型コロナウイルス感染症拡大下の自殺者の状況【自殺統計】＜令和2年、令和3年の自殺者数増減率＞ （過去5年（平成27年～令和元年）平均との比較）

【原因・動機別】

＜総数＞

○コロナ禍前と比較して、不詳を除くと学校問題が最も増加している。

＜男性＞

○男女問題は令和2年に増加しており、学校問題は令和2年、令和3年共に増加している。

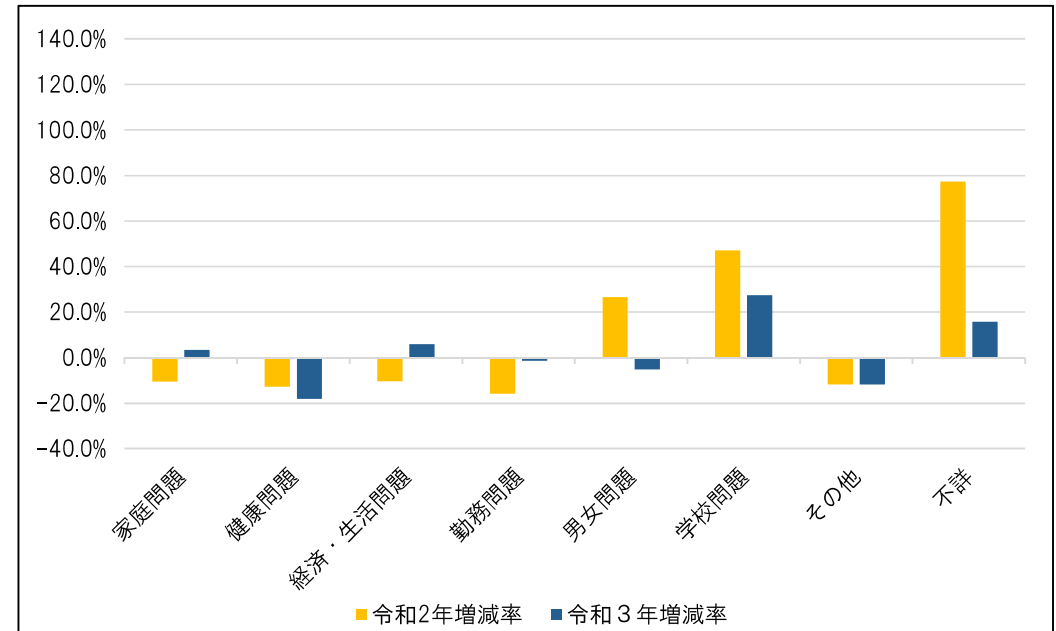
＜女性＞

○学校問題が令和2年、令和3年共に最も増加している。

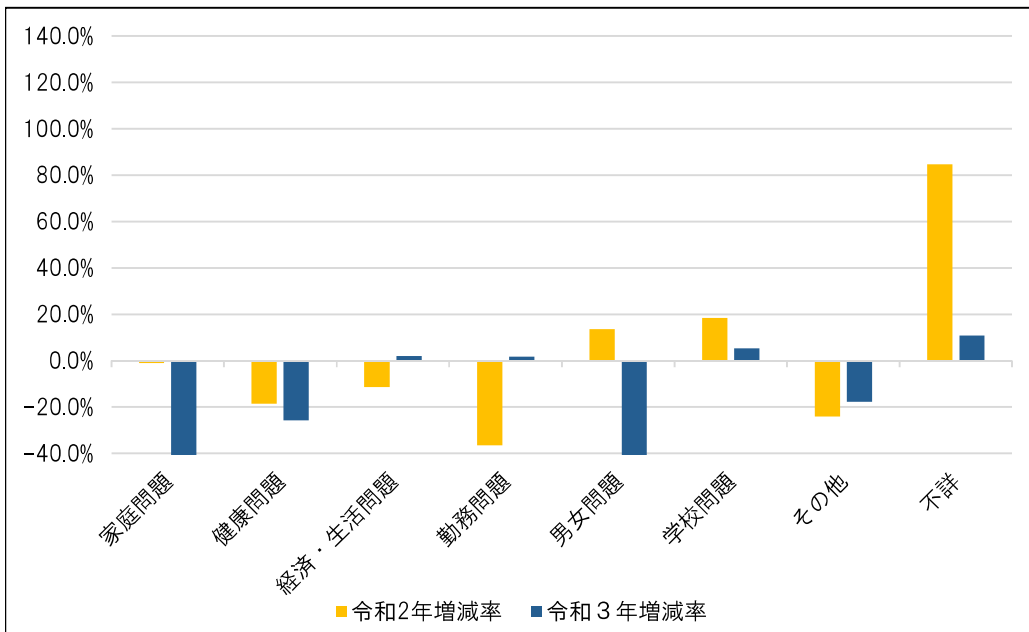
○家庭問題、経済・生活問題、勤務問題、男女問題と、健康問題以外の増加が見られる。

※警察庁自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計

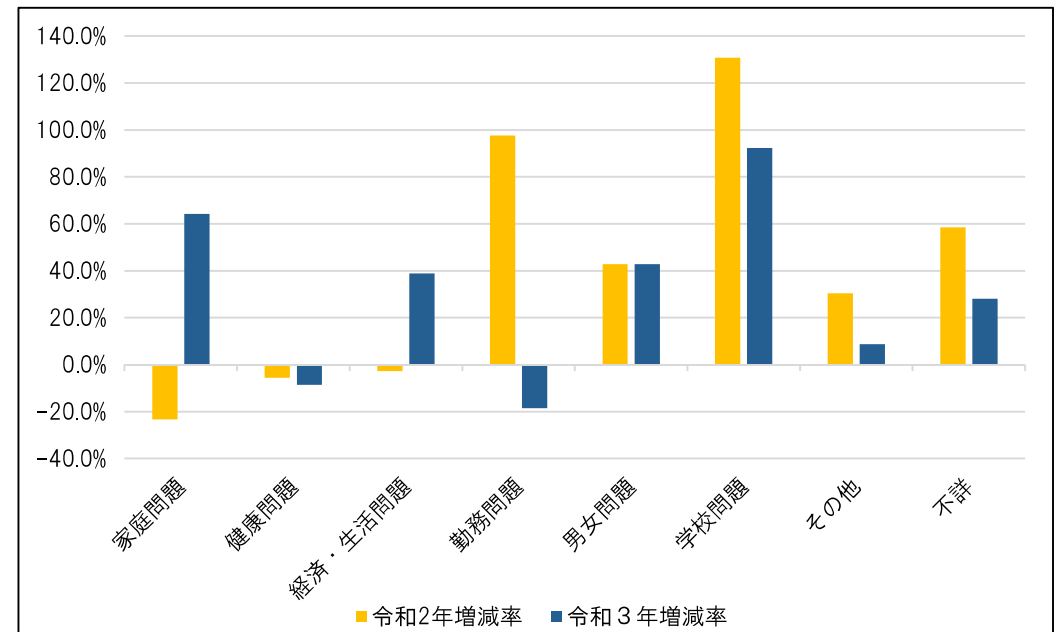
＜総数＞



＜男性＞



＜女性＞



【自殺の現状 まとめ】

○令和4年の自殺者数は令和3年から増加しており、コロナ禍前である令和元年と比較しても増加している。

- ・ 令和4年の本市の自殺者数は348人で前年比9人増加、コロナ禍前である令和元年と比較すると43人増加（14.1%増）となっている。
中でも、最も多い年齢層は中高年層（40～64歳）となっており、令和4年の自殺者数は150人と全体の43.1%を占めている。

○若年層（39歳以下）の自殺者数が高止まりの状況にある。

- ・ 令和4年の20歳未満の自殺者数は15名で前年比で3人増加となっており、コロナ禍前である令和元年との比較では5人増加（50.0%増）している。
- ・ 若年層（39歳以下）の自殺者数は104人で、前年比で8人減少しているが、コロナ禍前である令和元年と比較すると23人増加（28.4%増）となっており、中高年層、高齢者層と比較して最も伸び率が高い。

○女性の自殺者数は令和3年から減少したが、コロナ禍前である令和元年と比較すると大きく増加している。

- ・ 令和4年の本市の自殺者数は男性が前年比13人増加、コロナ禍前である令和元年と比較すると15人増加（7.1%増）となっている。令和4年の女性は前年比で4人減少しているが、コロナ禍前である令和元年と比較すると28人増加（29.5%増）となっている。男女ともコロナ禍前より依然として増加しているが、特に女性の増加が大きい。
- ・ 女性の自殺の増加背景には、経済生活問題や勤務問題、DV被害や育児の悩み、介護疲れや精神疾患など、様々な問題がコロナ禍において深刻化しており、これらが影響を与えている可能性があるとの国の分析が出されている。



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための様々な制限が緩和されつつある一方で、経済支援を始めとする各種支援策の終了も見込まれ、自殺対策においては、引き続き留意すべき状況が続くと思われる。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しているため、いのちの支援なごやプランに基づき、生きることの包括的な支援として、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを推進することが必要である。

関係各局・機関で、引き続き緊密な連携を図り、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関係施策との連携による総合的ないのちの支援を実施していく必要がある。

令和4年度 主な自殺対策事業の 実施状況について

名古屋市健康福祉局

自殺の予防

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | こころの絆創膏キャンペーン | 2 |
| 2 | こころの健康フェスタなごや | 3 |
| 3 | 相談窓口の周知・啓発 | 4 |
| 4 | ウェブサイト「こころの絆創膏」の運営 | 5 |
| 5 | こころの絆創膏デー | 6 |
| 6 | こころの絆創膏セミナー | 7 |
| 7 | 心のサポーター養成研修 | 8 |

自殺の防止

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 人材育成（ゲートキーパー研修） | 9 |
| 2 | 自殺ハイリスク者等支援事業 | 10 |
| 3 | こころの健康（夜間・土日）無料相談 | 11 |
| 4 | 新型コロナウイルスこころのケア相談 | 12 |
| 5 | 思春期の精神保健相談 | 13 |

自死遺族に対する支援

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 自死遺族相談・自死遺族カウンセリング | 14 |
| 2 | 自死遺族向けリーフレット | 14 |

自殺の予防

自殺や精神疾患などの正しい知識の普及など自殺の危険が低い段階で予防を図る

1 こころの絆創膏キャンペーン

自殺と深い関係があるとされるうつ病や不眠等についての啓発を目的として、自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、様々な悩みに応じた相談窓口等を記載した携帯用絆創膏（こころの絆創膏）を市内施設にて配布・設置。

また、啓発物品の配架および啓発パネルの展示による街頭キャンペーンを実施。

「こころの絆創膏」には、こころの悩みを抱えた人の「こころの傷（悩み）が小さいうちに、人と人との絆（きずな）で手当てしたい」という思いを込めています。

<携帯型絆創膏（こころの絆創膏）の配布・設置>

【協力施設】大学書店（丸善）、百貨店、高等学校、美容院 等

【実施時期】令和4年9月10日（土）～16日（金）、令和5年3月

<街頭キャンペーン>

【実施時期】令和5年3月1日（水）

【配架場所】金山総合駅連絡橋イベント広場

【啓発物品】こころの絆創膏、周知カード、相談窓口一覧、相談窓口一覧、ゲートキーパーハンドブック等

【その他】地下鉄全駅に「こころの絆創膏」を配架

今後の方針

市内施設のご協力による携帯型絆創膏（こころの絆創膏）の配布・設置を実施するとともに、感染対策に十分配慮した上で街頭キャンペーンを実施しました。

今後は、感染対策に十分配慮した上で、ボランティア、関係各局等のご協力を得ながら、主要な駅や街頭等にて、従前の形式での配布を実施するなど、効果的な市民向けの啓発キャンペーンを実施していきます。

2 こころの健康フェスタなごや

地域住民のこころの健康づくりと精神疾患についての正しい理解の促進及び地域関係機関のネットワーク強化を目的として開催。

【開催時期】 令和5年3月19日(日)

【開催場所】 オアシス 21 銀河の広場

【内 容】 ・ヒーローと考えよう、こころの健康
トークショー
・ゲートキーパー普及啓発ブース 等

【出演者】 声優 野田雄大さん

声優 茉白実歩さん

精神科医 藤野智哉さん

ゲートキーパー 山本秀樹さん



今後の方針

精神保健福祉センターが中心となって、こころの健康等をテーマとした著名人によるトークショーや家族等で気軽に参加できる体験型イベント、こころの健康や精神疾患への理解促進を図る啓発コーナーやステージ等を実施しました。

市民のこころの健康づくりへの関心を高めるため、今後も引き続き同趣旨のイベントを開催していきます。

3 相談窓口の周知・啓発

自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、地下鉄車両に、ウェブサイト「こころの絆創膏」や相談窓口等の周知を図る内容の広告を掲出。

また、ウェブサイト「こころの絆創膏」の閲覧を促すため、ディスプレイ広告、リスティング広告を実施するとともに、Youtube、Instagram、Twitterにおいて動画広告等を配信。

その他、携帯用絆創膏（こころの絆創膏）を市立高等学校など市内施設にて配布・設置。

【実施時期】

○地下鉄（扉ステッカー） 令和4年9月、令和5年3月

○web広告（ディスプレイ、リスティング、動画、バナー） 令和4年6月～令和5年3月

○絆創膏配布（こころの絆創膏キャンペーン） 令和4年9月、令和5年3月

地下鉄扉ステッカー
(令和4年9月掲出)



(令和5年3月掲出)



ポスター



今後の方針

今後も様々な広報媒体を活用し、幅広く周知・啓発ができるよう、目的を意識して効果的な広報に努めていきます。

4 ウェブサイト「こころの絆創膏」の運営

5

悩みに応じた相談機関(約200機関)の紹介、うつ病に関する知識や精神科医療に関する問答を掲載したウェブサイト「こころの絆創膏ー絆でまもるいのちのあかりー」を運営し、うさじのフェイスブック等の情報発信による周知を実施。

また、令和4年3月より、相談窓口検索やメンタルヘルスのセルフケア機能等を搭載した「こころの絆創膏アプリ」を運営。

【ウェブサイト月平均アクセス件数】 (令和4年度は4～2月)

	2年度	3年度	4年度
月平均アクセス数	20,615件	23,633件	25,157件

【アプリダウンロード数】 (令和4年度は4～2月)

累計ダウンロード数 2,950件

	2年度	3年度	4年度
ダウンロード数	—	875件	2,075件



今後の方針

引き続き、様々な広報媒体を活用した効果的な広報に努め、認知度向上を図るとともに、「こころの絆創膏アプリ」によって、相談窓口検索の利便性の向上を図ってまいります。

今後は、ウェブサイトでも「こころの絆創膏アプリ」におけるメンタルヘルスケアが実施できるようにするなど、閲覧いただく方に、より有用的なサイトとなるよう、内容の充実等について検討していきます。

5 こころの絆創膏デー

子ども・若者の自殺予防を目的に、関係機関と連携して相談窓口を周知するとともに、「悩んだ時は周囲に援助を求めよう」というメッセージを発信するため、キャンペーンサイトを開設し、オンライン配信を実施。あわせてマンガコンテストを実施。

【日時】 令和4年11月1日(火)～令和4年12月23日(金)

【内容】 ○子ども・若者を対象とした相談機関の紹介動画

○マンガコンテスト人気投票及び表彰

○アニメーションによるコンテンツ

○子ども・若者オンライン座談会 等

MC 川村茉由 さん

臨床心理士 松本寿矢 さん



今後の方針

令和4年度も前年度と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインで実施しました。「スマイル！マンガコンテスト」には全233作品の応募があり、入賞作品を掲載したカレンダーを作成し、名古屋市立図書館、児童館等に配布しました。

今後は、感染対策に十分配慮した上で、ステージイベント等をハイブリッド形式で実施していくなど子ども・若者への啓発と各種相談窓口の周知を進めていくために、企画内容の充実を図り、魅力的なイベントを開催できるよう努めていきます。

6 こころの絆創膏セミナー

7

子ども・若者の自殺対策推進のため、地域内の学校関係者等を対象に、学生に関する自殺対策等についての情報共有及び意見交換を行うセミナーを開催。

【日 時】 令和4年12月6日(火) 午前10時30分～午後5時

【会 場】 名古屋大学東山キャンパスES総合館1階ESホール

【テ ー マ】 「ネット社会における希死念慮につながりやすい現代の
さまざまな若者の問題」

【参加人数】 45名

【内 容】

講演：「いじめをなくす」とはどういうことか
ー精神科医の観点からー

(講師) 三成会 新百合丘総合病院 精神科部長 戸部有希子さん
パネルディスカッション

(1)名古屋大学 ハラスメント相談センター 深見久美子さん
テーマ：ネット社会におけるいじめー遊びが命の問題になる
ソーシャルメディア・ハラスメントー

(2)中部大学 学生相談室 渡邊素子さん
テーマ：舞台としてのSNS

今後の方針

今後もこうしたセミナーの開催等を通じ、子ども・若者の自殺対策の推進を図るとともに、学生支援に携わる機関の連携をより一層深めていきます。



7 心のサポーター養成研修

精神障害に関する地域住民等の理解や支えを促進するため、厚生労働省がメンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいたメンタルヘルスの初期対応法を普及するプログラムを用いた「心のサポーター養成研修」を令和3年度から試行的に開始。

本市においても地域において精神保健に理解のある住民等を増やすために令和4年度のモデル地域に応募し、採択されたため、厚生労働省との共催により「心のサポーター養成研修」を実施。



【対 象 者】地域住民及び在勤、在学又はその他市域で活動されている方

【日時・会場】令和4年11月7日（月） 名古屋市総合社会福祉会館大会議室 30名

令和4年11月12日（土） Zoomオンライン研修 60名

令和5年1月14日（土） 名古屋市総合社会福祉会館研修室 30名

令和5年1月26日（木） Zoomオンライン研修 60名

【内 容】・こころ「こころのピンチ」と「こころの病気」はどう違う？

・こころの病気に気づく方法

・こころのサポーター4つのステップ 等

【そ の 他】受講無料。受講者には厚生労働省の認定証交付

今後の方針

今後も引き続き、国のモデル事業による研修会を実施し、「心のサポーター養成研修」を進めていきます。

1 人材育成(ゲートキーパー研修)

悩みを抱えた人を適切な相談につなげるための人材を幅広く育成するための研修を実施。

区分	内容	受講者数 (R4見込み)
医療関係者対象	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	194名
市職員対象	職場内人権研修、福祉コンシェルジュ研修、生活保護法施行事務関係新任職員研修	3,236名
学校関係者対象	専門学校、高等学校生徒向け研修	953名
民間事業者等対象	名古屋市薬剤師会、司法書士会、全労働東海地協労働組合等	254名
地域団体等対象	民生委員児童委員、保健環境委員、障害者自立支援連絡協議会、社会福祉協議会等	1,265名
一般市民対象	入門編、実践編、応用編、各区生涯学習センターにおける傾聴等に関する講座、ゲートキーパー養成研修ウェブ学習	991名
計		6,893名

今後の方針

地域においてゲートキーパーの役割を果たすことのできる方を増やすことができるよう、様々な分野でのゲートキーパー養成を行っていきます。また、養成後のフォローアップや活躍の場などについても検討していきます。

2 自殺ハイリスク者等支援事業

自殺未遂者やその家族等に必要な支援やケアが提供される支援体制を整備することを目的として、自殺ハイリスク者等への対応等に関する研修会を実施するとともに、保健医療福祉等の関係機関のネットワークを構築するための地域連携マニュアルを作成。

【自殺ハイリスク者等支援研修会】

- ・ 開催 YouTubeによる研修動画の配信（令和5年3月配信）
- ・ 講師 福岡大学精神医学教室講師/福岡大学病院精神神経科医局長 衛藤暢明さん
- ・ 内容 ①自殺の危険度の高い人への対応
②自殺の危険因子と危険度の評価方法
③高齢者の自殺予防
④子ども・若者の自殺予防
⑤自死遺族の支援

【地域連携マニュアル】

- ・「地域連携マニュアル 常備薬 こころの絆創膏」の掲載情報を更新し、各関係機関に配布。

【自殺未遂者向けリーフレット】

- ・自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向けには相談機関の情報を、家族等向けには対応方法や相談機関情報を掲載したリーフレットをそれぞれ医療機関等の関係機関において配布。



今後の方針

研修会は相談支援業務等に従事される方のニーズが高いため、より実務に活かせるような内容になるよう検討をしながら、引き続き実施していきます。
また、自殺未遂者向けリーフレットの改訂等により、ハイリスク者支援の強化を図ってまいります。

3 こころの健康(夜間・土日)無料相談

11

医療機関への受診を迷っている方等に、電話相談およびLINEによる相談(週2回)を実施。また、必要に応じて、夜間及び土日に市内中心部(栄・名駅)において、精神科医又は産業カウンセラー等によるメンタルヘルス相談を実施。(毎月6回2組ずつ、事前予約制)

【相談件数実績】(令和4年度は4～2月(LINE相談は6～2月))

	2年度	3年度	4年度
電話相談(延件数)	1,101	1,405	2,490
LINE相談(延件数)	—	—	127
面接相談(延件数)	67	113	91



【相談内容】(令和4年度は4～2月(LINE相談は6～2月))

(※複数回答可)		健康問題	家庭問題	勤務問題	経済生活問題	男女問題	学校問題	その他
R4	電話	2,072	661	520	138	44	48	599
	LINE	160	41	26	5	3	13	20
	面接	85	67	21	5	6	8	15
R3	電話	1,276	436	268	78	20	37	336
	LINE	—	—	—	—	—	—	—
	面接	132	61	40	10	2	7	22

【年齢階層別】

10～30代	40～60代	70代以上	不明
98	28	0	0
29	54	7	1
—	—	—	—
43	57	8	5

今後の方針

年々電話相談の件数は増加しており、健康問題に関する相談以外にも様々な相談が寄せられています。その中で、令和4年度には初回相談の時間の拡充および初回相談の方法に新たにLINE相談を加えました。また、令和5年度よりLINE相談の相談日を週2回から週3回へ拡充するほか、市民の方により分かりやすい相談窓口の名称へと変更し、相談体制の充実を図ってまいります。

4 新型コロナウイルスこころのケア相談

不安や緊張が強い、イライラする、眠れない、同じことを繰り返し考えるなど、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響によるメンタルヘルスの不調に対応した電話相談を実施。（令和2年4月から実施）

【対象】 市内に在住・在勤(学)の方 【日時】 平日午前8時45分～午後10時

【月別相談件数】（令和4年度は4～2月）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R 4	110	113	116	94	134	115	106	111	105	102	111	—	1,217
R 3	37	90	75	59	99	95	63	59	52	70	115	115	929

【年齢別相談件数】（令和4年度は4～2月）

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明	計
R 4	0	183	40	409	104	202	68	4	207	1,217
R 3	0	69	87	211	133	197	31	2	199	929

【性別相談件数】（令和4年度は4～2月）

区分	男性	女性	不明	計
R 4	631	586	0	1,217
R 3	424	505	0	929

今後の方針

様々な悩みを抱える方々のお気持ちを受け止め、また、必要な支援につながれるよう、相談体制の確保に努めてきました。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等を踏まえ、こころのケアにかかる相談体制のあり方等について検討していきます。

名古屋市 新型コロナウイルス こころのケア相談

相談電話 8:45～12:00 052-483-2185
13:00～17:00
月曜日～金曜日
(祝休日・年末年始を除く) 17:00～22:00 052-212-9780



5 思春期の精神保健相談

精神保健福祉センターにおいて、思春期に起こる様々な悩みを抱えている本人やその家族を対象に、精神科医や臨床心理士による相談を実施。

【相談日】 毎月第1・2木曜日、第3金曜日、第4水曜日

【相談件数実績】（令和4年度は4～2月）※令和4年12月は3回、令和5年1月は2回の開催

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数（実件数）	53	49	44	55	45

【相談内容（複数回答可）】（令和4年4月～令和5年2月）

	学校関係	依存症	健康関係	気分の変動	その他
相談件数（実件数）	26	13	40	2	9

※学校関係：不登校等 依存症：スマホ、ゲーム等 健康関係：摂食障害、発達障害、躁うつ病等

【年齢階層別】（令和4年4月～令和5年2月）

	～12歳	13～15歳	16～18歳	19～22歳	23歳～
相談件数（実件数）	5	15	19	6	0

今後の方針

思春期は精神疾患の好発期でもあるため、引き続き早期に相談につなげて、適切な治療を促していきます。

自死遺族に対する支援

不幸にして自殺が起きてしまった後のご家族等への支援

1 自死遺族相談・自死遺族カウンセリング

大切な人の自殺は遺された人に非常に深刻な影響を及ぼすことから、遺された方への心のケアを実施。

自死遺族相談

日 時：毎月第3火曜日 午前10時～
定 員：1回につき2組
場 所：精神保健福祉センターこころぼ

自死遺族カウンセリング

「自死遺族相談」を利用した方のうち、心のケアが必要な方に継続したカウンセリングを市内の心理相談室を設置する大学へ委託実施。
(委託先大学：市内4大学)

【相談延件数】（令和4年4月～令和5年2月）11件

【カウンセリング実施延回数】（令和4年4月～令和5年2月）48回

2 自死遺族向けリーフレット

自死遺族のための各種相談窓口や民間団体の連絡先など遺族等が必要とする支援策に係る情報を掲載したリーフレットを八事斎場、第二斎場に配架。

また、死亡届の際に配布されるチラシに自死遺族相談の窓口情報を掲載。

今後の方針

サポートを必要としている遺族等に情報が届くよう周知に努めていきます。
また、自死遺族向けリーフレットについては、引き続き、斎場等で配架し、支援を必要とする方々に情報が届くよう周知に努めていきます。



令和 5 年度 主な自殺対策関連事業の取組みについて

事業名	内 容	所管局
【拡充】 女性のつながり サポート事業	コロナ禍で就労や生活等への影響を受け、ひとりで困難・不安を抱えている女性を支援するため、令和 4 年度に実施した女性のつながりサポート事業について、コロナ禍に関わらず様々な課題を抱える女性を支援するため、男女平等参画推進センターで実施し、適切な相談窓口につなげる仕組みを強化する。	スポーツ市民局
【拡充】 女性のための総合相談	家族関係、女性に対する暴力など家庭や職場、地域などで女性が直面する様々な悩みについての女性相談員による相談に、LINE による SNS 相談を試行的に取り入れる。	スポーツ市民局
【拡充】 セクシュアル・ マイノリティ SNS 相談	性的少数者当事者・家族・友人などを対象とした名古屋市セクシュアル・マイノリティ電話相談について、SNS を相談ツールとして取り入れる。	スポーツ市民局
【新規】 SNS 地域連携 包括支援事業	専任職員を配置し、国が実施する基幹 SNS 相談事業者と連携して、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施する。	健康福祉局
【拡充】 こころの健康無料相談	市民の様々なこころの健康に関する電話相談を受けるとともに、帰宅途中等にも相談がしやすい夜間又は土日の精神科医や産業カウンセラー等によるメンタルヘルス相談を実施し、医療機関や適切な相談窓口へつなげる本事業について、LINE 相談を週 2 回→週 3 回へ拡充し、利便性の向上を図る。	健康福祉局
【新規】 支援者支援研修	人を支援しケアする活動等を行う支援者（福祉施設職員、相談員等）を対象とした、支援者自身のストレスやトラウマのケアを目的とした研修を実施。	健康福祉局
【新規】 自殺未遂者等支援にかかる連携マニュアル等の作成	救急医療機関に搬送された自殺未遂者のケアフローチャートなど、患者・家族を適切に支援し、様々な分野の相談機関につなげる連携マニュアルを、懇談会での有識者による意見等を踏まえ作成し、多機関連携体制の構築を図る。また、それに併せて次期計画を踏まえた内容とした医療機関で活用するリーフレットを新たに作成する。	健康福祉局
【拡充】 自死遺族向けリーフレットの改訂	身近な人を自死で亡くされた方が感じる心理面の変化等の説明や各種相談窓口、行政上の諸手続や法的問題への留意事項、自助グループの情報等を掲載したリーフレットを改訂する。	健康福祉局
【拡充】 うつ病家族教室	うつ病等で悩む家族等を対象に正しい知識や接し方を学ぶ教室の開催を、年 1 回から年 2 回へと拡充する。	健康福祉局

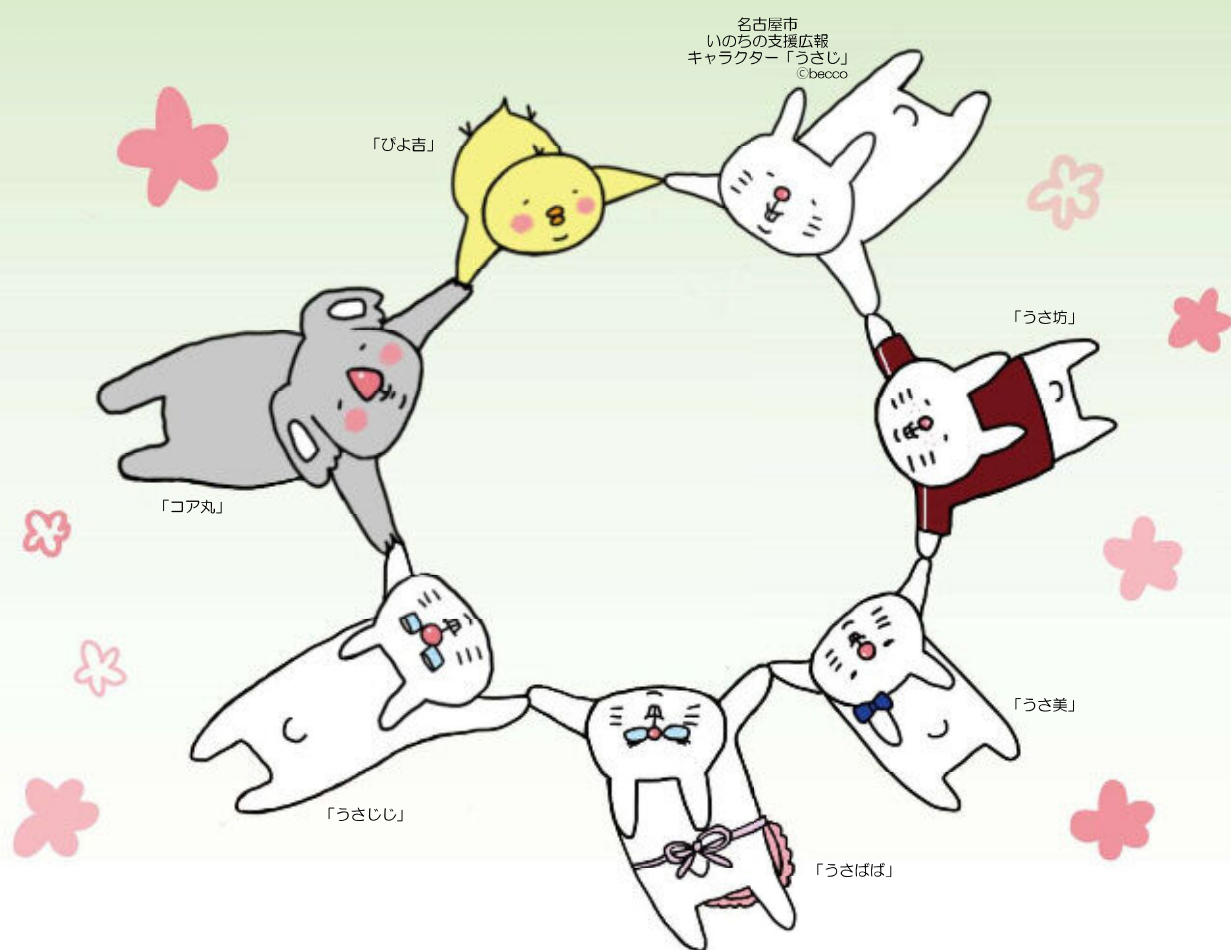
【拡充】 こころの健康に関するパンフレット「気づいてる？こころのSOS」の改訂	児童・生徒向けのSOSの出し方教育パンフレット、大人向けパンフレット、解説書、自殺予防教育用DVDについて、いのちの支援なごやプランの改定に合わせて改訂する。また、令和6年度からのデータ運用にかかるシステムを作成する。	健康福祉局
【拡充】 ウェブサイト 「こころの絆創膏」の改修	「こころの絆創膏アプリ」に搭載されているメンタルヘルスチェック等の機能を、ウェブサイトへ追加する。	健康福祉局
【拡充】 ひきこもり支援の推進	ひきこもりで悩む本人及び家族等に対する支援の充実を図るため、2カ所目のひきこもり地域支援センターを設置するとともに、様々な関係機関等との一層の連携強化による支援施策の推進を図る。	健康福祉局
【拡充】 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業	複合的な課題や制度の狭間にあり、支援が届いていない世帯への支援のため、重層的支援体制整備事業を段階的に各区に委託により包括的相談支援チームを配置することで実施しており、アウトリーチによる支援、関係機関との連携、社会参加の場となる居場所等の拠点づくり・運営を行う社会福祉士等の専門職の増員や専門職を支援する後方支援業務を実施する。	健康福祉局
【拡充】 産後ケア事業	出産直後から産後も安心して育児ができるよう、母子に対して心身のケアや育児サポート等を助産所等において宿泊または日帰りにより実施することに加え、助産師が利用者の居宅を訪問し、支援を行う産後ケアを新たに導入する。また、利用料を改定する。	子ども青少年局
【拡充】 子育て支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業の未実施家庭及び乳幼児健診の未受診者に対し家庭訪問を行い、子どもの発育・発達や育児環境を確認し早期支援を行うため、子育て支援訪問員を増員する。 (8名→18名)	子ども青少年局
【拡充】 多胎児家庭支援事業	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、出産前からパートナーも含めて心構えを醸成する機会を新たに設けるほか、多胎児家庭の同行支援の対象を拡充することにより、多胎児家庭支援事業の充実を図る。	子ども青少年局
【拡充】 ヤングケアラー支援モデル事業	ヤングケアラーについて周知啓発するとともに、ヤングケアラーが交流できるオンラインサロン等を実施する。	子ども青少年局

【拡充】 子どもの権利擁護機関の運営	子どもの潜在的な悩みをキャッチし、権利を保障できるよう、子どもにとって身近な問題であることを分かりやすく伝えるとともに、相談自体に対するハードルを下げるため、新たな相談受付等の仕組みを構築する。また、子どもが権利の主体として自ら権利を行使するためには、周りの大人の理解や支えが必要不可欠であることから、子どもに関わる大人に対し、さらなる普及啓発を行う。	子ども青少年局
【拡充】 キャリアサポート事業	中学校 72 校及び高等学校 14 校、特別支援学校 4 校にキャリアコンサルタントを「キャリアナビゲーター」として配置し、キャリア教育に関する授業や自己実現を目指す生徒に対して個別相談等を実施する。	教育委員会
【拡充】 校内の教室以外の居場所づくり	教室に入れない生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを中学校 51 校で実施する。	教育委員会

いのちの支援なごやプラン^(第2次)

～名古屋市自殺対策総合計画（第2次）～

《計画期間：令和5(2023)年度～令和9(2027)年度》



令和5(2023)年3月

名古屋市



目 次

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 自殺対策の基本方針	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	4
5 持続可能な開発目標（SDGs）への対応	4
6 計画の数値目標	4
7 推進体制と進行管理	6

第2章 自殺の現状

1 全国	8
2 愛知県	9
3 名古屋市	10

第3章 いのちの支援なごやプランにおける取り組み

1 基本施策の3つの視点	22
2 施策の展開	22
（1）自殺の予防	23
① 市民への啓発と周知	24
② ライフステージに応じた支援	28
・児童・生徒	28
・大学生等の学生	32
・様々な困難を抱える子ども・若者	35
・勤労者	37
・様々な困難を抱える女性・妊産婦	39
・高齢者	42
③ 生きることの促進要因を減らし、促進要因を増やす取り組み	44

(2) 自殺の防止	47
① 自殺対策を支える人材の育成	48
② リスク要因を抱えた方への支援	50
・精神疾患患者	50
・自殺未遂者	53
・慢性疾患等の重篤患者	54
・生活困窮者	56
・多重債務者	58
・DV 被害者	59
・児童虐待被害者	61
・犯罪被害者等	63
・災害被災者	64
・複合的に重なるリスク要因	65
(3) 自死遺族に対する支援	67

注1：本計画に記載している担当部局の名称は、令和5(2023)年4月1日時点の名称で表示しています。

第 1 章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、国においては平成 28 (2016) 年に自殺対策基本法(以下、「基本法」という)が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが基本理念に明記され、すべての都道府県や市町村において自殺対策についての計画を定めることとされました。

このことを受け、本市では、平成 30(2018) 年度から令和 4 (2022) 年度までの 5 年間を計画期間とする「いのちの支援なごやプラン」(名古屋市自殺対策総合計画)を策定し、本市の自殺対策を総合的・計画的に推進してきました。

本市の自殺者数は、平成 10(1998) 年に急増し、毎年 400 人を超える水準で推移してきましたが、緩やかな減少傾向を辿り、平成 30(2018) 年には 300 人を下回りました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響も続く中、令和元 (2019) 年以降は再度年間 300 人を超える水準で推移しており、状況は決して楽観できるものではありません。自殺や自殺未遂によって、その方のご家族やご友人、周囲の方々が受ける影響は深刻であり、その厳しい現状を重く受け止めなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。その中で、女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念されます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、その影響について確定的なことは分かっていないことから、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の自殺への影響について情報収集・分析を行い、対策を講じる必要があります。

そのような中、令和 4 (2022) 年には、自殺の実態を踏まえ、更なる取り組みを進めべく、自殺総合対策大綱の見直しも行われました。

こうした状況を踏まえ、これまでの自殺対策の進捗状況や、令和 3 (2021) 年度に本市が実施した「こころの健康に関するアンケート」(以下「こころの健康に関するアンケート」という)(※)結果、及び学識経験者や自死遺族の方等から構成される名古屋市自殺対策総合計画策定検討会でのご意見を踏まえ、「いのちの支援なごやプラン(第 2 次)」(名古屋市自殺対策総合計画(第 2 次))を策定します。

この計画に基づき自殺対策をさらに推進し、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会の実現をめざします。

※「こころの健康に関するアンケート」

市民の悩みやストレス、生きがい、居場所等に関することや、自殺対策や自殺に関する意識等について調査し、今後の取り組みの方向性を検討するための基礎資料として活用することを目的に令和 3(2021) 年度に「こころの健康に関するアンケート」を実施しました。

2 自殺対策の基本方針

本市では、自殺対策を以下の6つの方針のもとに推進していきます。

(1) 3つの視点による総合的な推進

①「自殺の予防」

市民一人ひとりの健康保持に取り組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階の対策を実施します。

②「自殺の防止」

自殺発生のサインを見逃さず、自殺を未然に防ぐための対策を実施します。

③「自死遺族に対する支援」

市民の自死遺族に対する理解の促進と支援の充実を実施します。

以上の3つの視点から基本施策を推進します。

(2) 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しているため、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを推進します。

(3) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関係施策との有機的な連携を図り総合的に実施します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であるにもかかわらず、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいため、そうした心情や背景の理解を促進するとともに、「危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」というメッセージが共通認識となるよう、普及啓発を行います。

身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに誰もが早く気づき、相談機関や精神科医等の専門家につなぎ、その支援等を受けながら見守っていけるよう、広報啓発を行います。

（５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

市を挙げて自殺対策に取り組んでいくためには、行政の各部門、関係団体、企業、市民等が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互に連携・協働し、総合的に対策を推進します。

それぞれの主体が果たすべき役割

＜国＞

国は、地方公共団体を始めとする各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進を図るとともに、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行います。各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行うほか、指定調査研究等法人において、全ての地方公共団体が地域自殺対策計画に基づき、地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなど、地方公共団体と協力し、全国的なPDCAサイクルを通じて自殺対策を推進する責務を有します。

＜県及び市町村＞

県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案した地域自殺対策計画を策定し、身近な行政主体として、国と連携しつつ地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進します。

県においては、管内の市町村への支援として、自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援や市町村等が行う自殺対策に対する相談支援等を行います。

＜関係団体＞

保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係団体は、それぞれの活動内容に応じて積極的に自殺対策に参画し、相互に連携していくことが必要です。

また、報道機関等は、自殺報道に関するガイドライン等の趣旨を踏まえた報道等を行うことが必要です。

＜企業＞

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者のこころの健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより、自殺対策において重要な役割を果たすことから、積極的な参画が必要です。

<市民>

自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合に「誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」ということを理解する必要があります。

危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるように努めつつ、みずからのこころの不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるようにすることが重要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいきます。

3 計画の位置付け

自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として、本市の自殺対策の総合的な推進に関する基本的な事項を定めます。

また、「名古屋市総合計画 2023」や関連する個別計画との整合性を保ちながら策定します。

4 計画の期間

国の自殺対策大綱がおおむね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

5 持続可能な開発目標(SDGs)への対応

平成27(2015)年9月、国連サミットにおいて、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)が採択されました。

SDGsとは、世界共通の目標として、健康や教育、経済成長、気候変動などに関する17の持続可能な開発目標と169のターゲットが設定されており、いずれも令和12(2030)年までの達成をめざすものです。

本計画では、SDGsの理念を踏まえ、「目標3 すべての人に健康と福祉を」をはじめとする目標の達成に向けて、計画の推進に取り組みます。



6 計画の数値目標

令和9(2027)年の自殺死亡率(人口動態統計)を 11.5 以下とします。

※自殺死亡率…人口10万人当たりの年間自殺者数

<目標設定の考え方>

国が自殺総合対策大綱で「令和8(2026)年までに、自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させ、自殺死亡率を13.0以下とする」ことを目標としていることを踏まえ、本市においても、「令和8(2026)年までに自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させる」ことを目指します。令和8(2026)年までに達成すべき値に引き続き、計画期間の終期となる令和9(2027)年に達成すべき値を算出し、数値目標としました。

自殺死亡率

【実績値】

	国	名古屋市
平成27年 (2015)	18.5	16.9
平成28年 (2016)	16.8	14.4
平成29年 (2017)	16.4	15.1
平成30年 (2018)	16.1	12.8
令和元年 (2019)	15.7	13.1
令和2年 (2020)	16.4	16.0
令和3年 (2021)	16.5	14.6

【目標値】

	国	名古屋市
令和4年 (2022)	—	<u>12.8 以下</u> 【前計画目標値】
令和8年 (2026)	13.0 以下【目標値】 平成27(2015)年比30%以上減	11.8 以下 平成27(2015)年比30%以上減
令和9年 (2027)	—	<u>11.5 以下【目標値】</u>

※数値は、厚生労働省人口動態統計に基づき算出。

7 推進体制と進行管理

(1) 推進体制

● 名古屋市自殺対策推進本部・名古屋市自殺対策庁内連絡会

本市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、副市長を本部長、関係局長を本部員とする「名古屋市自殺対策推進本部」及び、庁内関係部署が相互に連携するための課長級職員による「名古屋市自殺対策庁内連絡会」により、計画を推進します。

● 名古屋市自殺対策連絡協議会・自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議

関係機関、民間団体、学識経験者等で構成する「名古屋市自殺対策連絡協議会」を開催し、意見交換を行います。

様々な悩みについての相談機関による「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」を開催し、情報交換等を行うことで連携の強化を図ります。

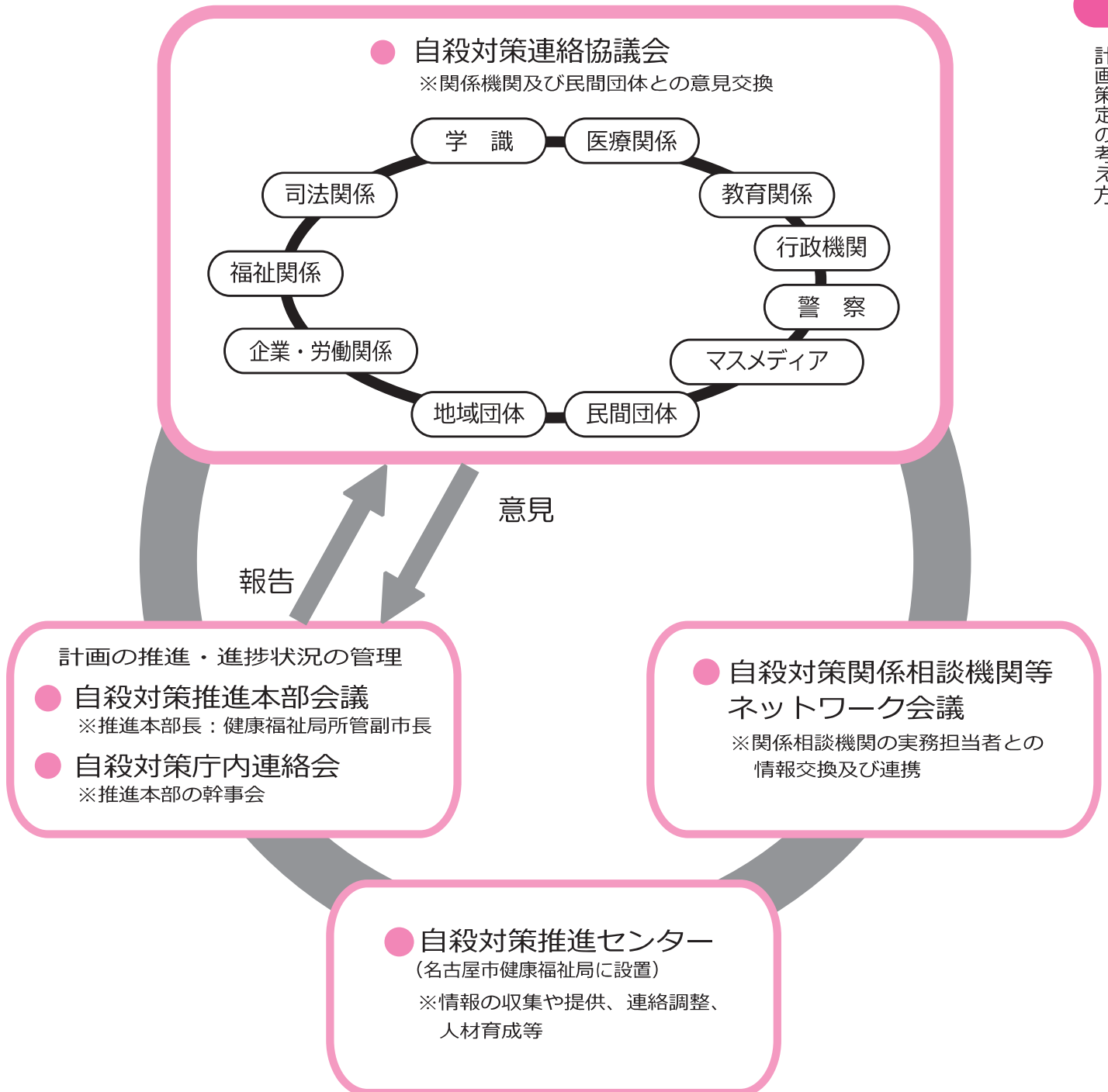
● 名古屋市自殺対策推進センター

自殺対策に関する情報の収集や提供、連絡調整、人材育成等を効果的に行うため、健康福祉局内に名古屋市自殺対策推進センターを設置します。

(2) 進行管理

計画の実施状況について、その結果を「名古屋市自殺対策推進本部会議」、「名古屋市自殺対策庁内連絡会」において進捗状況を管理するとともに、「名古屋市自殺対策連絡協議会」において報告し、計画内容を着実に推進します。

推進体制



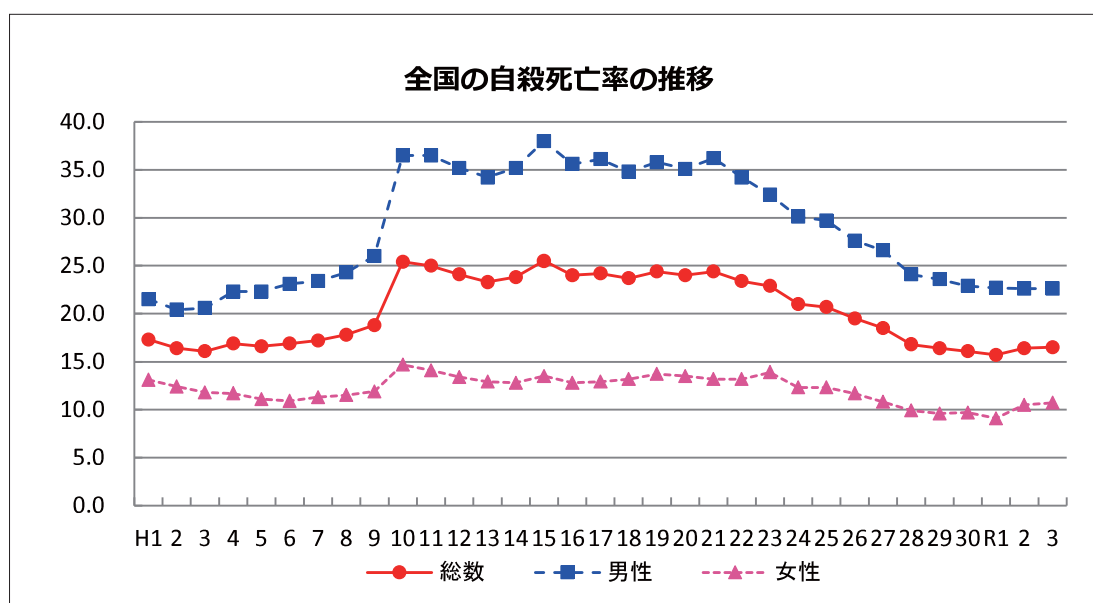
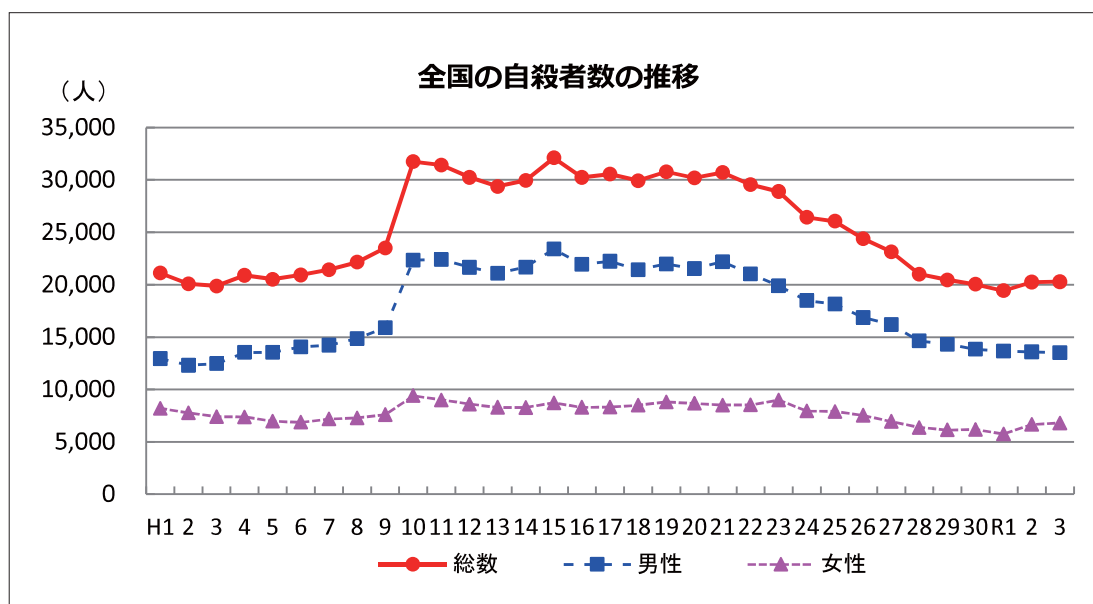
第2章 自殺の現状

1 全 国

全国の自殺者数は、平成 21(2009) 年以降 10 年連続で減少し、令和元 (2019) 年には 2 万人を下回りましたが、令和 2 (2020) 年より再度 2 万人を上回っています。

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和 元 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
自殺者数	20,465 人	20,031 人	19,425 人	20,243 人	20,291 人
自殺死亡率	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5

(厚生労働省・人口動態統計)



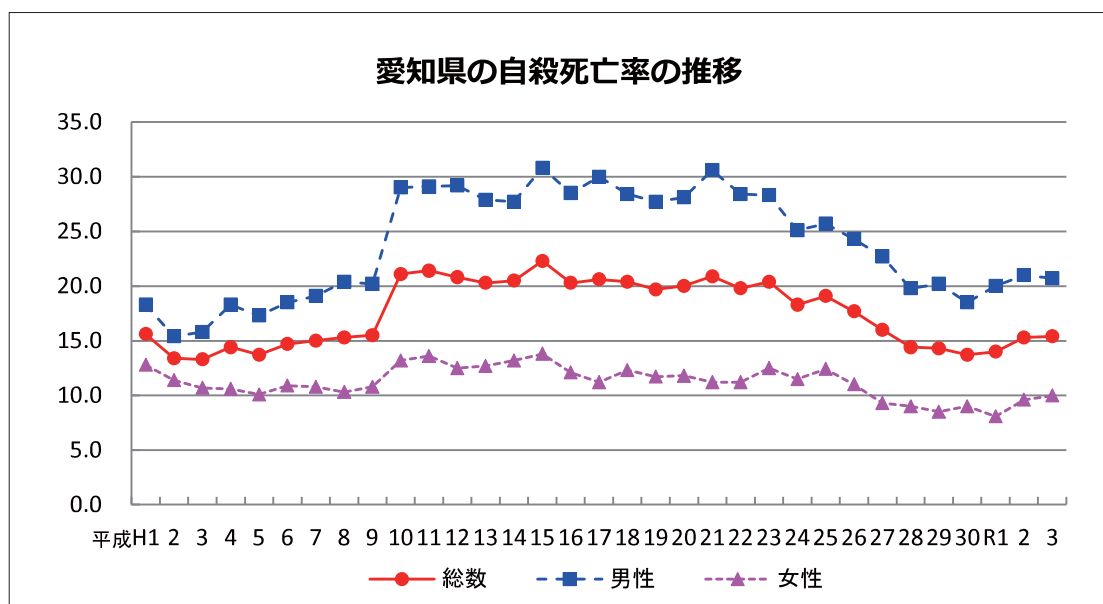
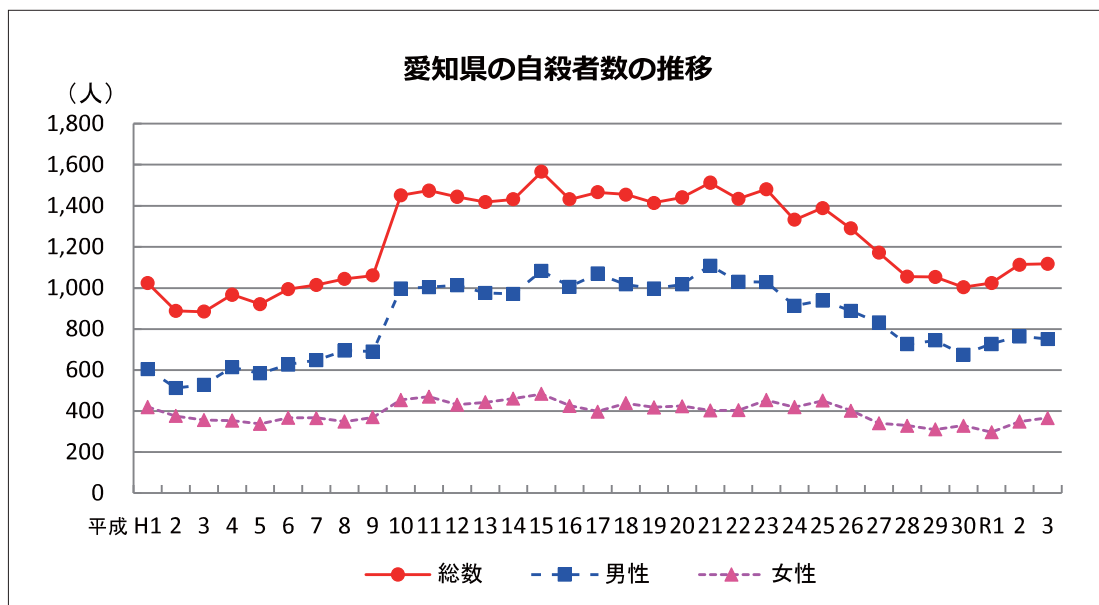
※「自殺死亡率」は、人口 10 万人当たりの自殺者数を表しています。

2 愛知県

愛知県の自殺者数は、平成 10(1998) 年に急増して以降、増減を繰り返しながらも減少傾向でしたが、令和元 (2019) 年より増加しています。

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和 元 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
自殺者数	1,054 人	1,004 人	1,024 人	1,113 人	1,117 人
自殺死亡率	14.4	13.7	14.0	15.3	15.4

(厚生労働省・人口動態統計)



3 名古屋市

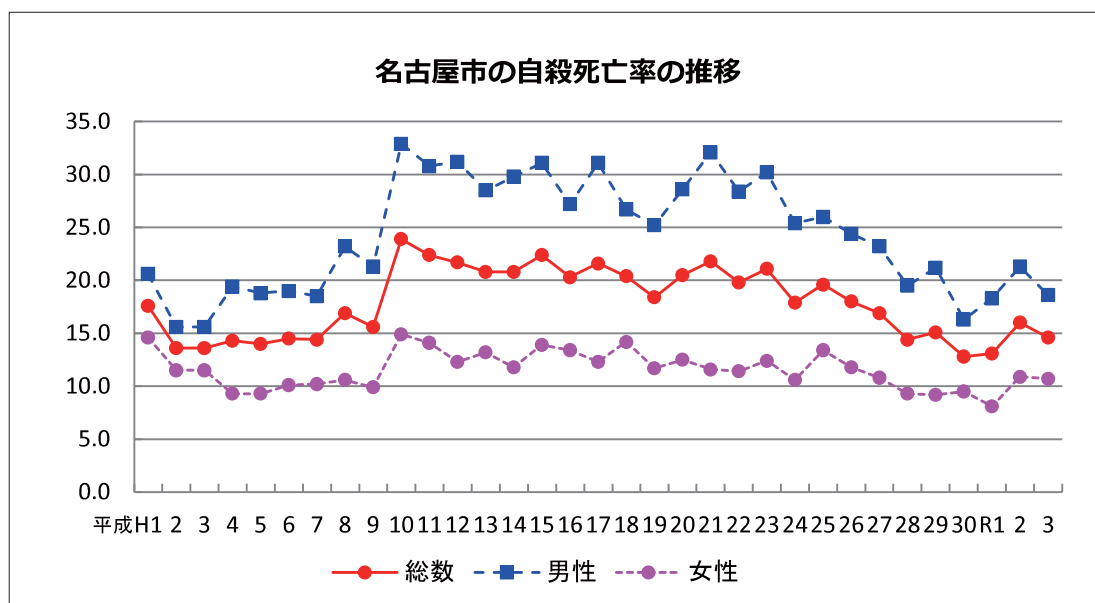
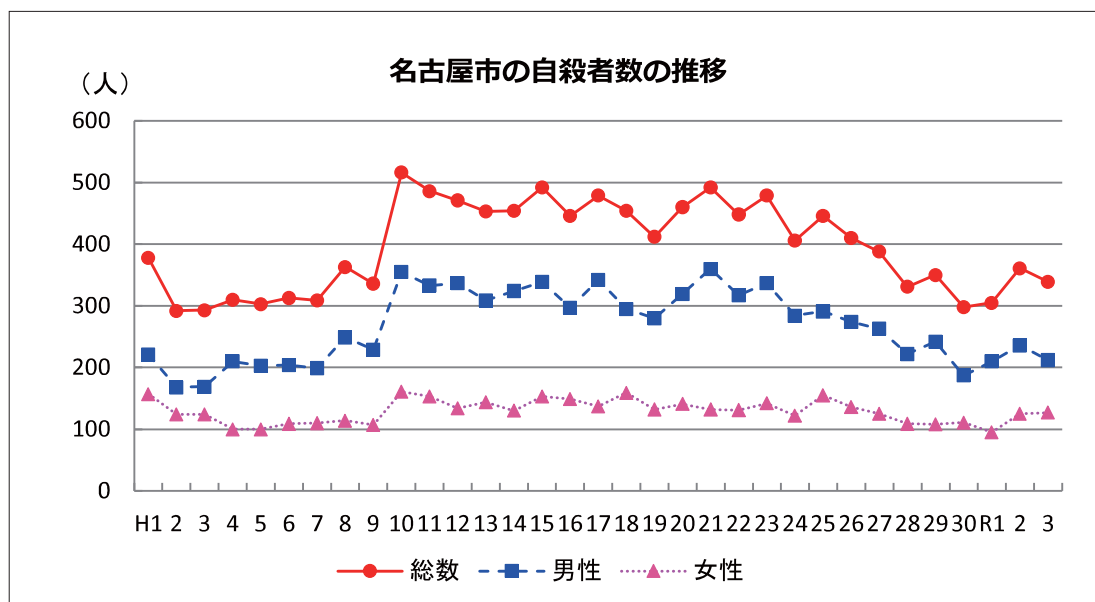
(1) 自殺者数・自殺死亡率

本市においては、平成 10(1998) 年に自殺者数が急増しましたが、その後緩やかな減少傾向を辿り、平成 30(2018) 年には 300 名を下回りました。令和元 (2019) 年より 2 年連続で増加しましたが、令和 3 (2021) 年は、22 人減少しています。

令和 3 (2021) 年の本市における自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）は 14.6 となっています。

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和 元 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
自殺者数	350 人	298 人	305 人	361 人	339 人
自殺死亡率	15.1	12.8	13.1	16.0	14.6

(厚生労働省・人口動態統計)

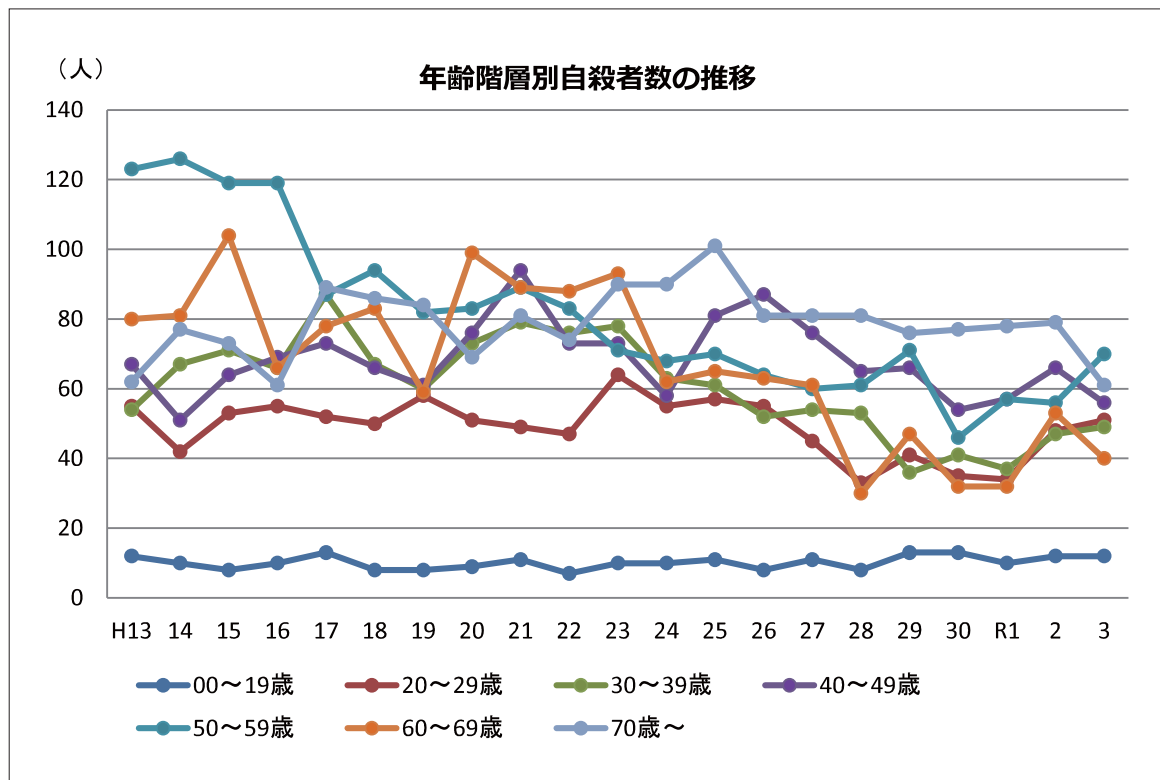


(2) 年齢階層別自殺者数

本市の年齢階層別自殺者数は、50歳以上においては、ピーク時に比べると全体的に減少傾向にあります。49歳以下の世代においては、増減を繰り返しながらもほぼ横ばいで推移していますが、近年は39歳以下の若年層が増加傾向にあります。

年齢階層別自殺者数の推移

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	不詳	計
平成13(2001)年	12	55	54	67	123	80	62	-	453
平成14(2002)年	10	42	67	51	126	81	77	-	454
平成15(2003)年	8	53	71	64	119	104	73	1	493
平成16(2004)年	10	55	66	69	119	66	61	-	446
平成17(2005)年	13	52	87	73	87	78	89	-	479
平成18(2006)年	8	50	67	66	94	83	86	-	454
平成19(2007)年	8	58	60	61	82	59	84	-	412
平成20(2008)年	9	51	73	76	83	99	69	-	460
平成21(2009)年	11	49	79	94	89	89	81	-	492
平成22(2010)年	7	47	76	73	83	88	74	-	448
平成23(2011)年	10	64	78	73	71	93	90	-	479
平成24(2012)年	10	55	63	58	68	62	90	-	406
平成25(2013)年	11	57	61	81	70	65	101	-	446
平成26(2014)年	8	55	52	87	64	63	81	-	410
平成27(2015)年	11	45	54	76	60	61	81	-	388
平成28(2016)年	8	33	53	65	61	30	81	-	331
平成29(2017)年	13	41	36	66	71	47	76	-	350
平成30(2018)年	13	35	41	54	46	32	77	-	298
令和元(2019)年	10	34	37	57	57	32	78	-	305
令和2(2020)年	12	48	47	66	56	53	79	-	361
令和3(2021)年	12	51	49	56	70	40	61	-	339



(3) 名古屋市年齢階級別死因順位

年代別の死因をみると、名古屋市では 10歳～39歳 の各年齢階級の死因の第1位は自殺となっています。また 40 歳代・50 歳代についても自殺が死因の上位を占めています。

本市の年齢階級別死因順位

年齢階級	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合(%)	死因	死亡数	割合(%)	死因	死亡数	割合(%)
10-14	自殺	3	30.0	悪性新生物	2	20.0	－	－	－
15-19	自殺	9	50.0	不慮の事故	2	11.0	－	－	－
20-24	自殺	18	54.5	不慮の事故	6	18.2	－	－	－
25-29	自殺	33	56.9	悪性新生物	6	10.3	不慮の事故	3	5.2
30-34	自殺	19	41.3	悪性新生物	8	17.4	不慮の事故	3	6.5
35-39	自殺	30	42.3	悪性新生物	13	18.3	心疾患	6	8.5
40-44	悪性新生物	27	25.2	自殺	26	24.3	脳血管疾患	10	9.3
45-49	悪性新生物	70	26.7	自殺	30	11.5	脳血管疾患	25	9.5
50-54	悪性新生物	134	34.6	自殺	36	9.3	心疾患	33	8.5
55-59	悪性新生物	198	40.2	自殺	34	6.9	心疾患 脳血管疾患	30	6.1
60-64	悪性新生物	285	42.7	心疾患	82	12.3	脳血管疾患	38	5.7
65-69	悪性新生物	550	47.3	心疾患	117	10.1	脳血管疾患	59	5.1
70-74	悪性新生物	995	42.7	心疾患	234	10.0	脳血管疾患	134	5.7
75-79	悪性新生物	1,122	37.4	心疾患	322	10.7	脳血管疾患	168	5.6
80-84	悪性新生物	1,256	31.4	心疾患	448	11.2	脳血管疾患	277	6.9
85 歳以上	老衰	2,547	22.5	悪性新生物	1,864	16.5	心疾患	1,533	13.5

(令和3(2021)年名古屋市人口動態統計)

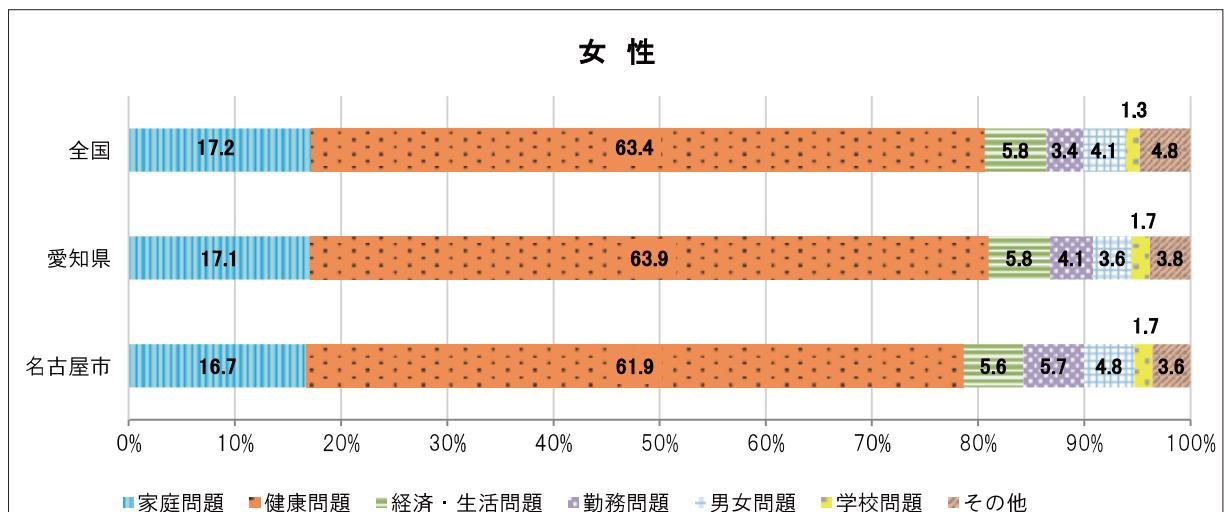
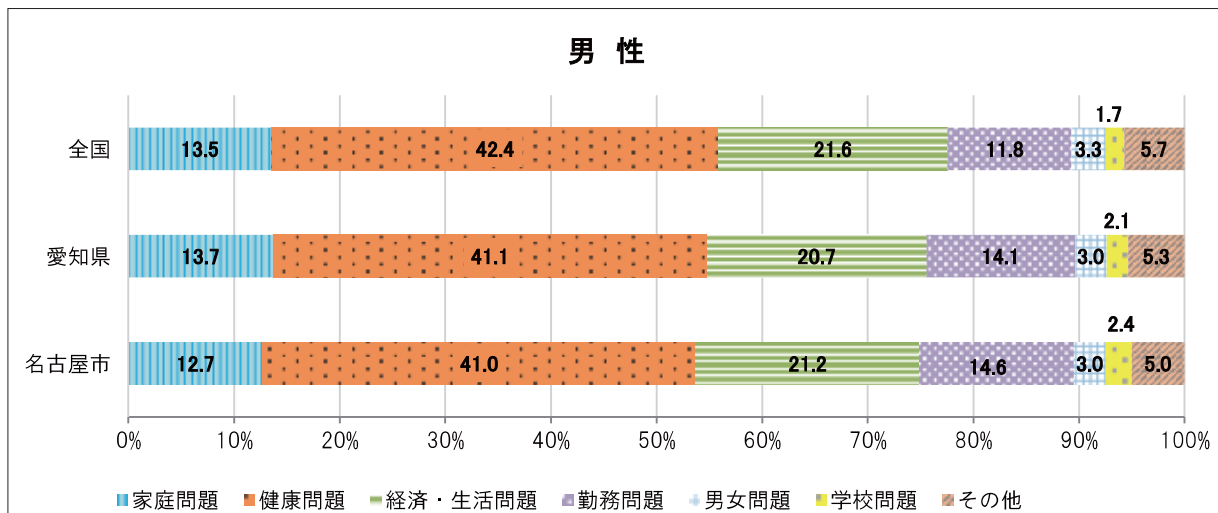
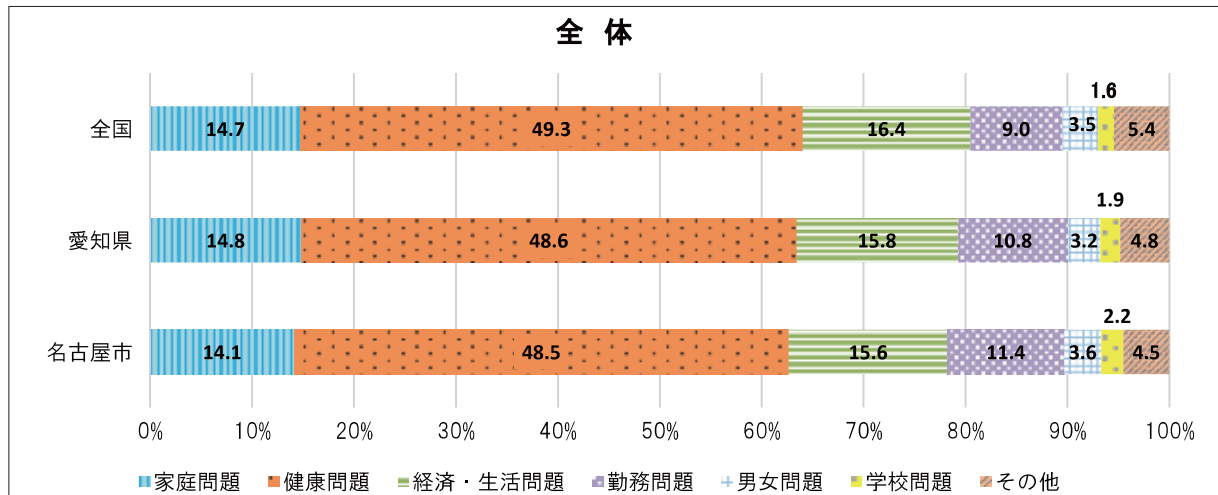
注1：割合は、それぞれの年齢階級別死亡数に対する百分率。

注2：死亡数が1となる死因は除く。

(4) 原因・動機別自殺者数

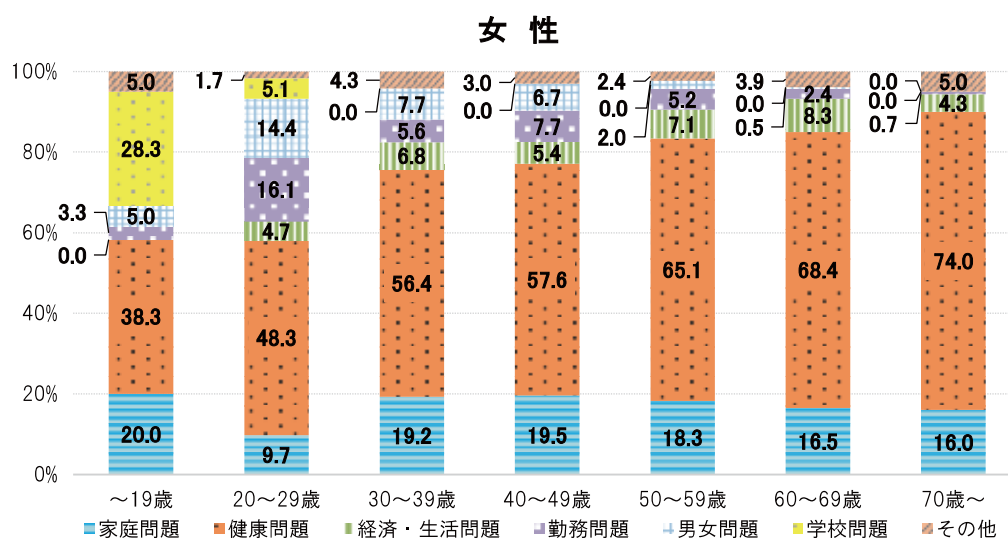
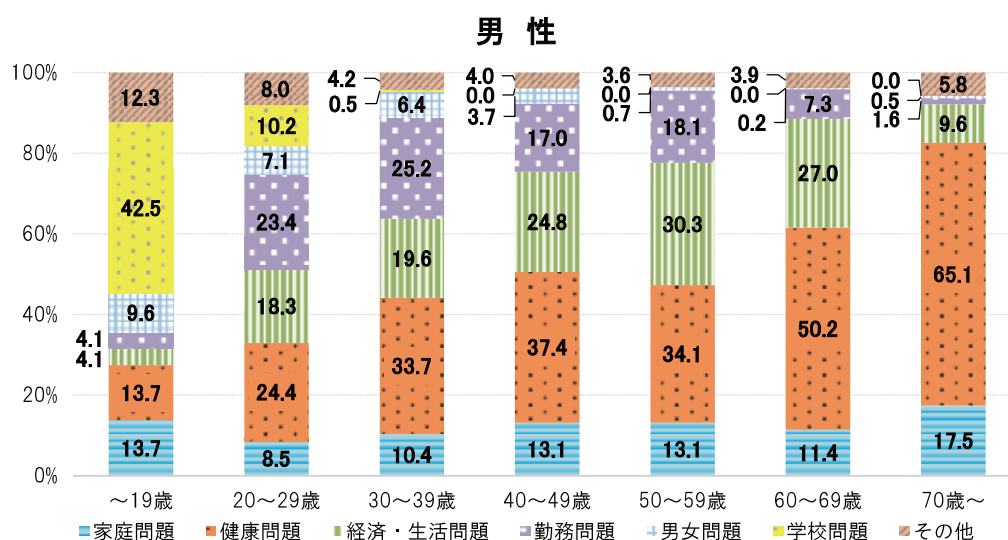
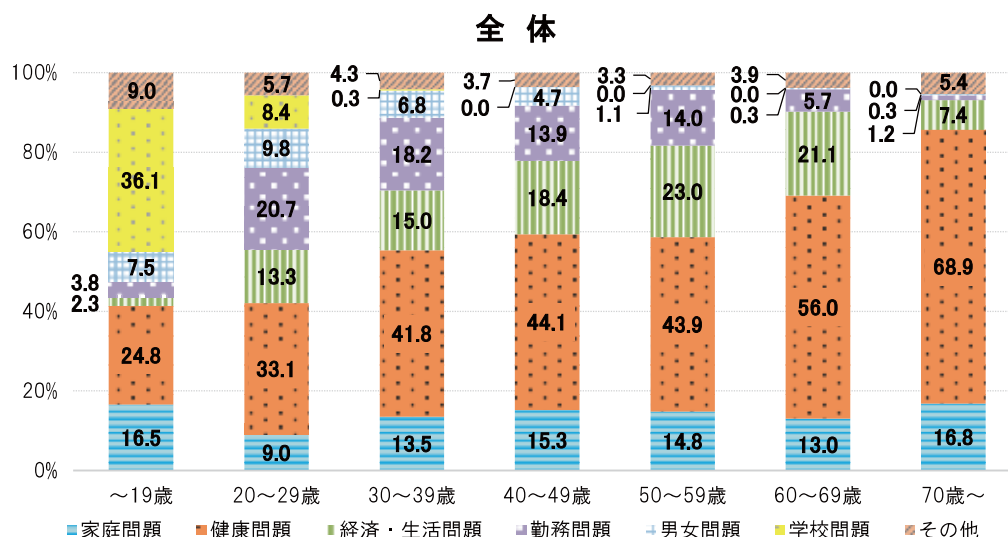
本市の原因・動機別自殺者数では、健康問題を挙げる人が多数を占めています。次いで家庭問題、経済・生活問題、勤務問題を理由とする人も多くなっています。これは、全国、愛知県とほぼ同様の傾向です。

全国・愛知県・本市の割合比較 平成24(2012)年から令和3(2021)年の累計



年代別においても健康問題を挙げる人が多数を占めており、年齢が上がるにつれて増加傾向にあるとともに、女性の方が割合が高くなっています。家庭問題は70歳以上、経済・生活問題は50歳代、勤務問題、男女問題は20歳代、学校問題は20歳未満で、それぞれ割合が高くなっています。

本市の年齢階層別の割合比較 平成24(2012)年から令和3(2021)年の累計



本市の原因・動機別自殺者数の推移

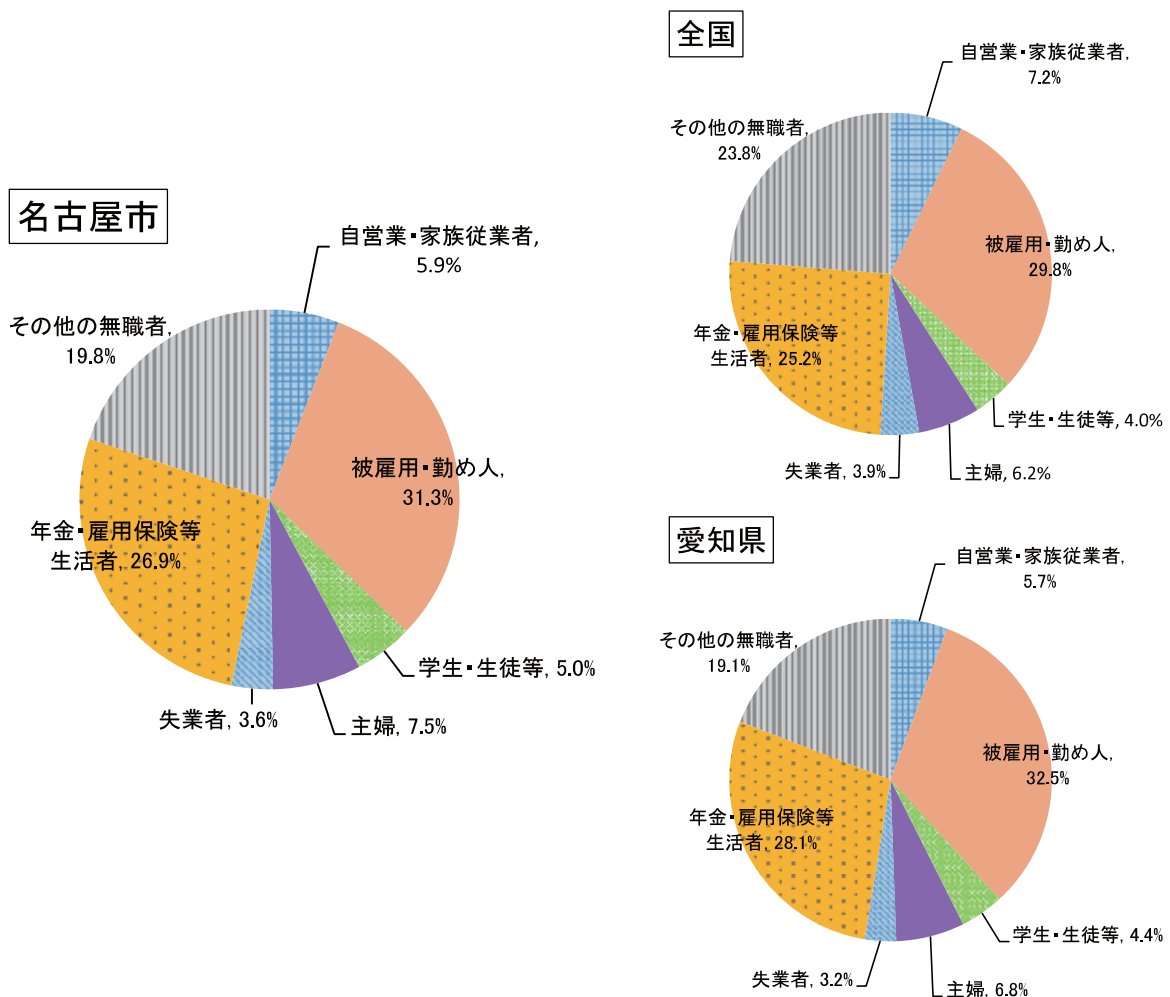
区分	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成 24(2012)年	76	270	86	57	20	3	19
平成 25(2013)年	84	307	91	53	22	13	31
平成 26(2014)年	66	234	103	54	18	9	27
平成 27(2015)年	82	235	93	60	15	14	22
平成 28(2016)年	70	224	66	63	22	5	12
平成 29(2017)年	61	246	68	59	23	13	18
平成 30(2018)年	53	208	52	51	11	12	20
令和元(2019)年	58	210	56	46	8	7	30
平成 28(2016)年	58	196	60	47	20	15	18
平成 29(2017)年	67	184	71	55	15	13	18

※数字は遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推測できる原因・動機が3つまで計上できるため、自殺者数とは一致しない。

(5) 職業別自殺者数

本市における職業別の自殺者数においては被雇用・勤め人、年金・雇用保険等生活者、その他無職者の順に多くなっており、全国、愛知県とほぼ同様の傾向にあります。

全国・愛知県・本市の比較 平成 21(2009)年から平成 29(2017)年の累計



本市の職業別自殺者数の推移

区分	職業別								
	自営業・ 家族従業者	被雇用・ 勤め人	無職	学生・ 生徒等	無職者	主婦	失業者	年金・雇 用保険等 生活者	その他の 無職者
平成 24(2012)年	36	138	297	14	283	38	19	135	91
平成 25(2013)年	31	129	331	29	302	43	15	149	95
平成 26(2014)年	26	130	305	15	290	31	11	148	100
平成 27(2015)年	21	142	297	23	274	37	17	131	89
平成 28(2016)年	25	129	240	15	225	41	9	108	66
平成 29(2017)年	24	137	247	24	223	21	17	109	75
平成 30(2018)年	18	111	216	18	198	35	14	101	48
令和元(2019)年	19	125	218	15	203	23	12	116	52
令和 2(2020)年	33	141	236	27	209	17	18	79	90
令和 3(2021)年	14	131	231	28	203	27	16	47	113

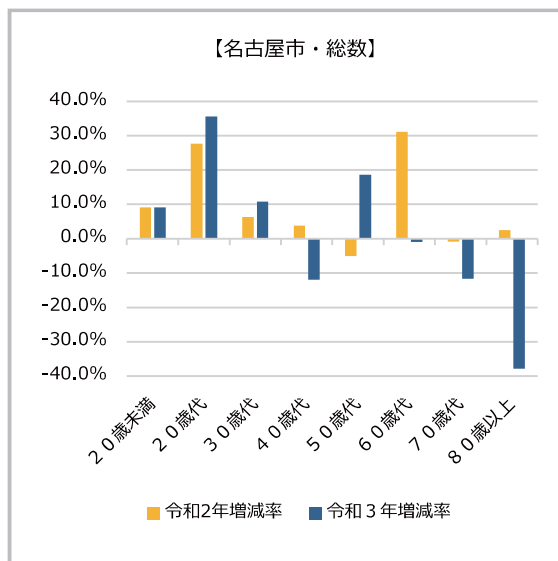
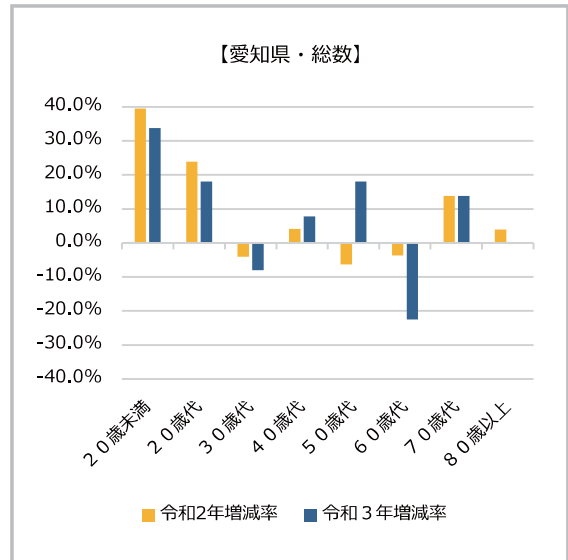
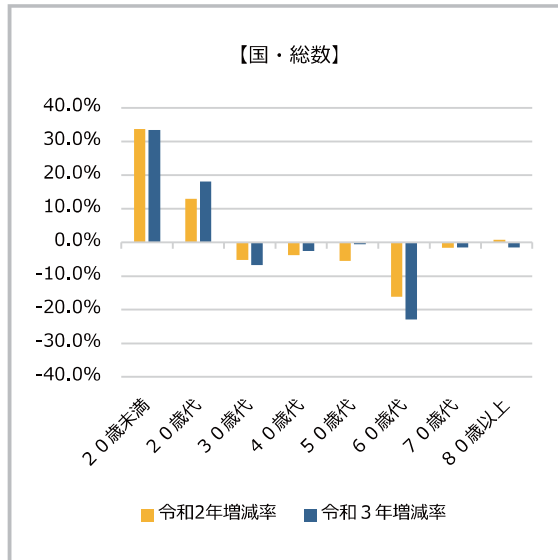
(6) 新型コロナウイルス感染症拡大下の自殺の状況

本市における新型コロナウイルス感染症拡大下の自殺の状況は、コロナ禍前と比較して、主に20歳未満や20歳代において増加しています。特に、女性は全体的に増加しており、中でも若年層が増加しています。これは、全国、愛知県とほぼ同様の傾向です。

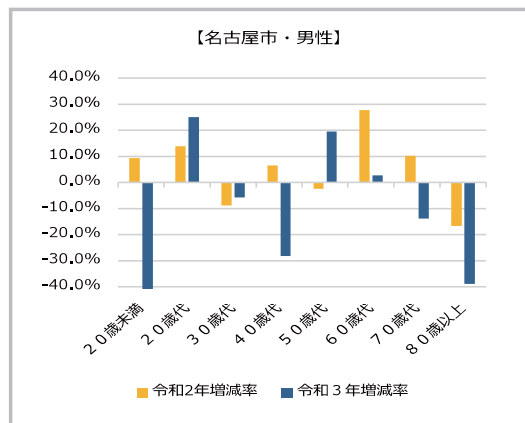
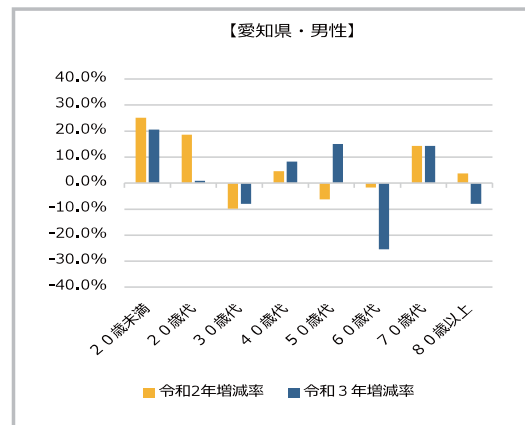
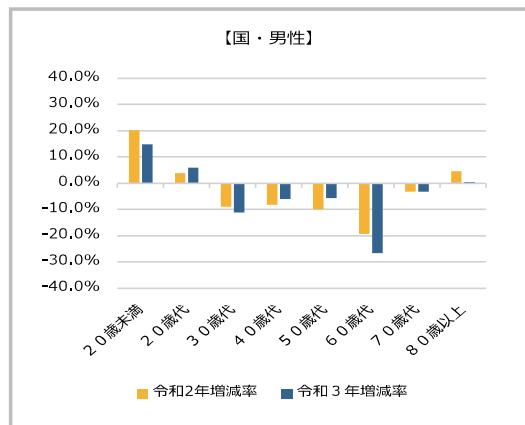
令和2(2020)年、令和3(2021)年の全国・愛知県・本市の自殺者数増減率
(平成27(2015)年～令和元(2019)年の自殺者数平均との比較)

年代別

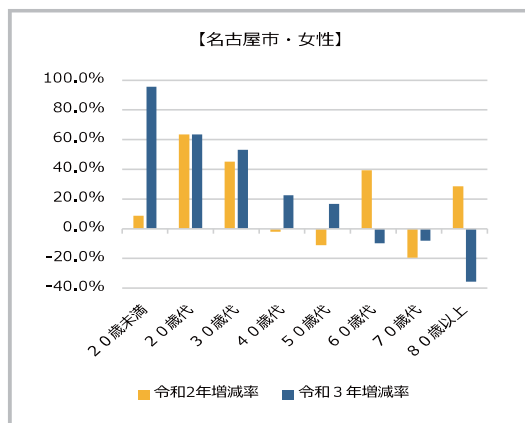
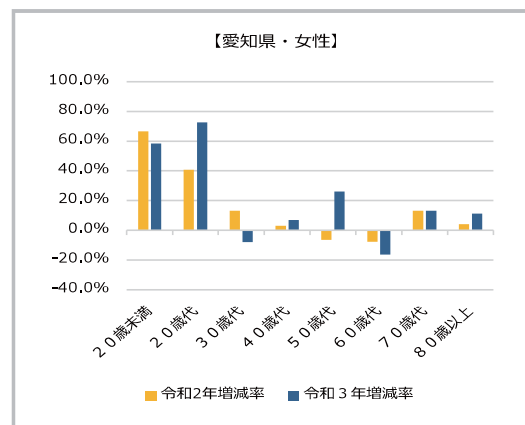
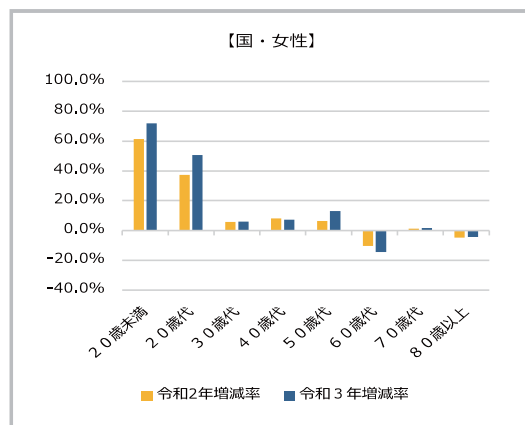
【総数】



【男性】



【女性】

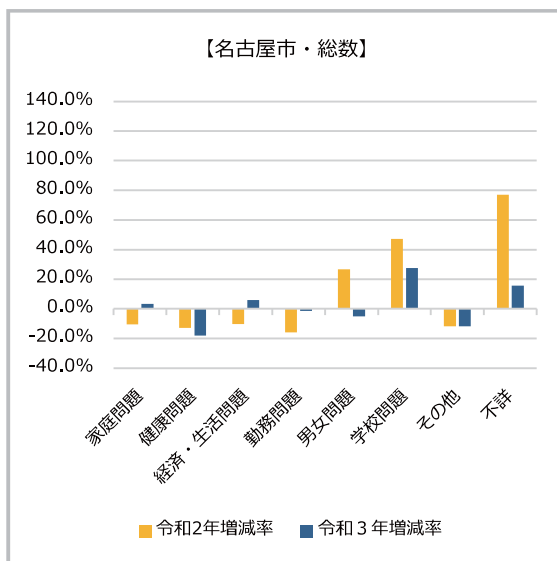
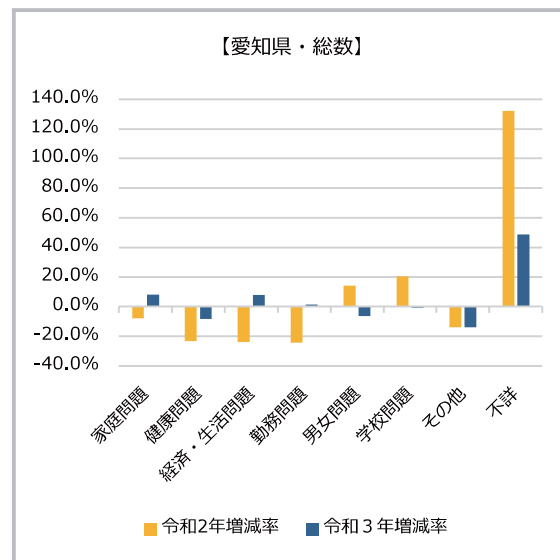


原因・動機別で見ると、「不詳」を除くと「学校問題」が最も増加しています。これは、全国、愛知県とほぼ同様の傾向となっています。男性においては、「学校問題」、「男女問題」の増加が見られ、女性においては、「学校問題」が最も増加しているほか、「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」、「男女問題」と、「健康問題」以外の原因・動機の増加が見られます。

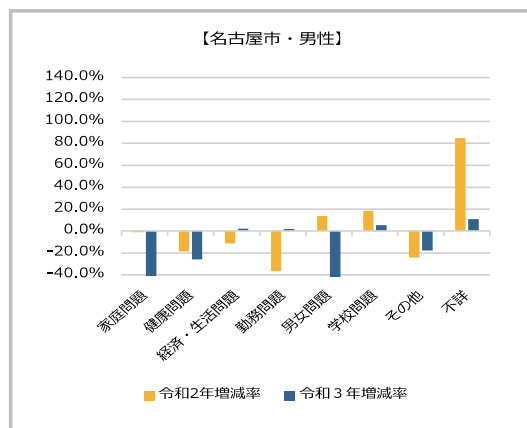
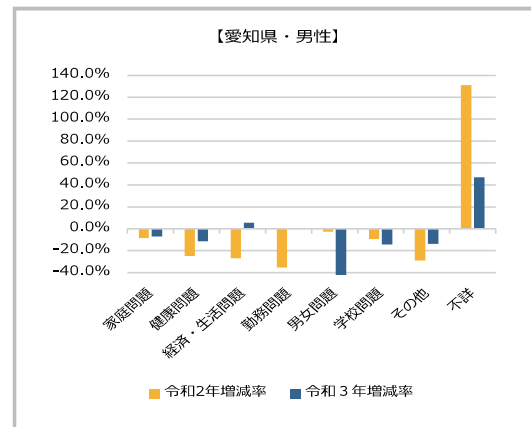
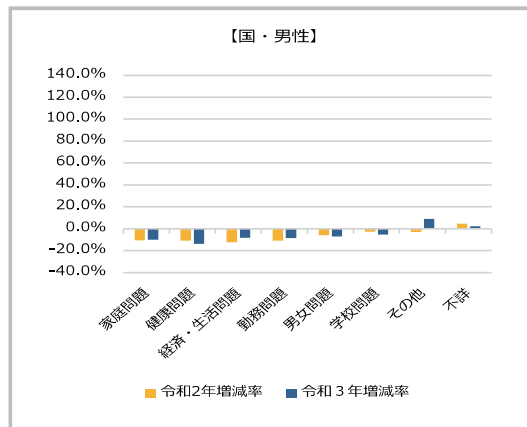
令和2(2020)年、令和3(2021)年の全国・愛知県・本市の自殺者数増減率
(平成27(2015)年～令和元(2019)年の自殺者数平均との比較)

原因・動機別

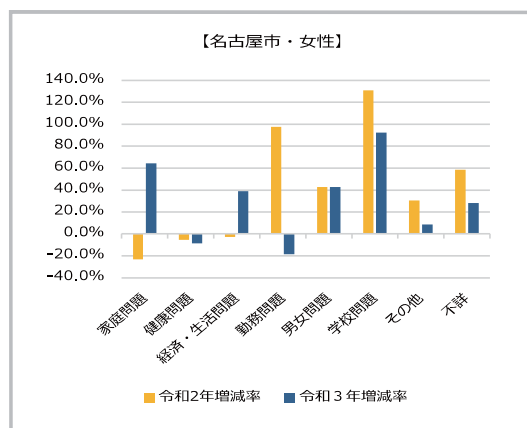
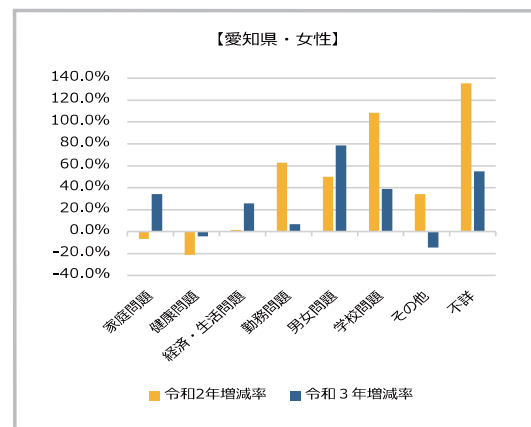
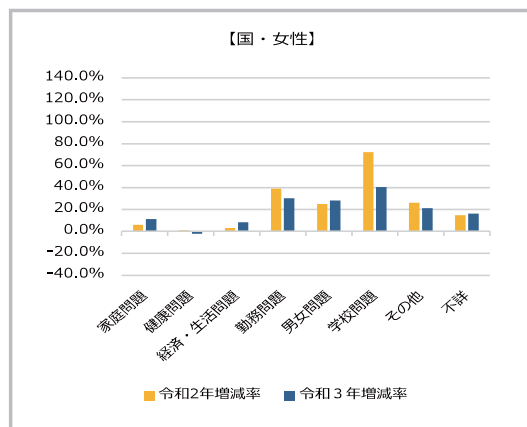
【総数】



【男性】



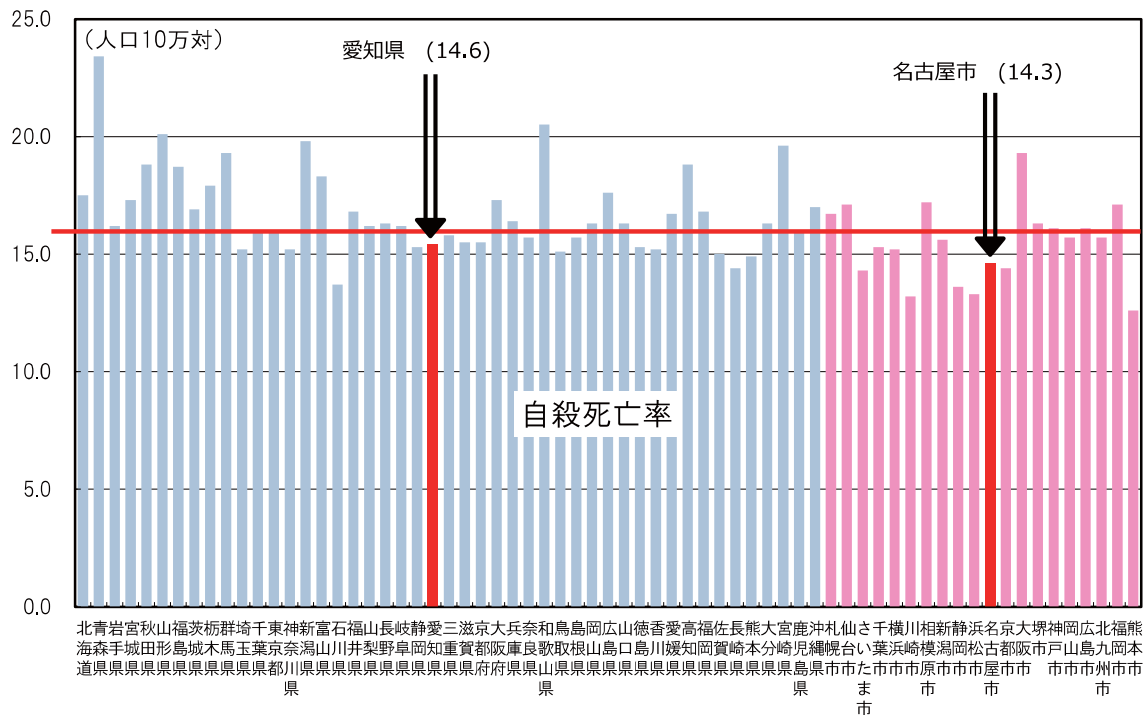
【女性】



【参考】他都道府県・政令指定都市別の自殺死亡率

(平成 29(2017) 年から令和 3 (2021) 年の平均)

全国の平均は 16.2 であり、名古屋市は 14.3 となっています。



厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違いについて

1 調査対象の差異

人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。

2 事務手続き上（訂正報告）の差異

人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者からの自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

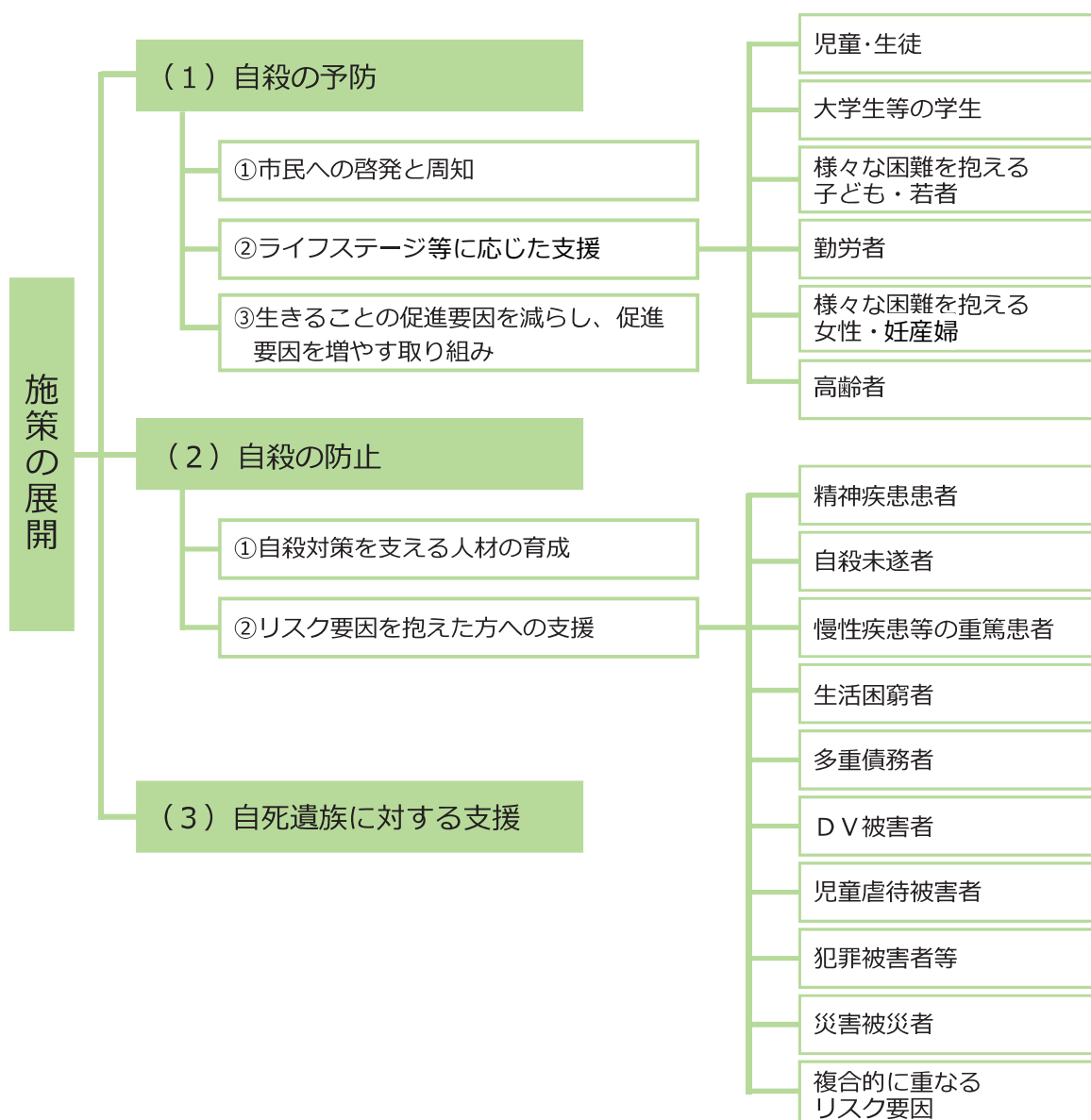
自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

第3章 いのちの支援なごやプランにおける取り組み

1 基本施策の3つの視点

すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会を実現していくため、(1)「自殺の予防」、(2)「自殺の防止」、(3)「自死遺族に対する支援」という3つの視点から総合的に取り組みを推進します。

2 施策の展開



(1) 自殺の予防

自殺の危険性が低い段階で予防を図る「自殺の予防」の取り組みとして、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり「危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」という共通認識を持てるよう、自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発を推進します。

またライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なり、抱える悩みも多様であることから、若年層から高齢期までのそれぞれのライフステージ等に応じた自殺予防の取り組みを推進するとともに、関係機関とのネットワーク化を推進します。

さらに相談ができる環境が整っていることや生きがいがあることなど、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まると考えられていることから、生きることの「阻害要因」を減らし、「促進要因」を増やす取り組みを行うことも自殺の予防には必要です。

計画期間中(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度)に重点的に行う取り組み

-  自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発の促進や、多様な悩みに対応する各種相談機関の認知度向上のためウェブサイト「こころの絆創膏」の機能向上などとともに「こころの絆創膏アプリ」も活用し、広報・周知の強化を図ります。
-  名古屋市こころの健康無料相談※の拡充により様々なこころの悩みを抱えた方の利用促進や認知度向上を図ります。
※旧「名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談」

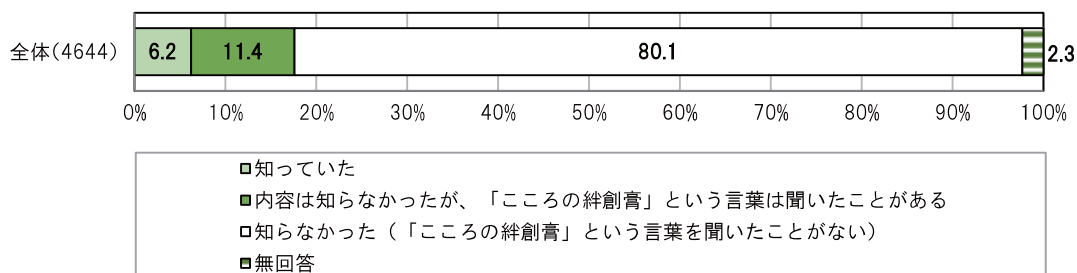
評価指標	現 況 (令和3(2021)年度)	計画目標 (令和4(2022)年度)	計画目標 (令和9(2027)年度)
ウェブサイト「こころの絆創膏」の認知度	17.6%	30%	30%以上
名古屋市こころの健康無料相談の認知度	14.1%	30%	30%以上

① 市民への啓発と周知

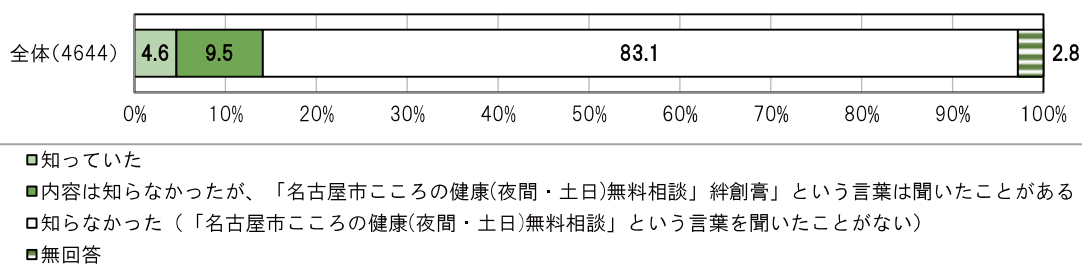
<現状・課題>

- 「こころの健康に関するアンケート」では、ウェブサイト『こころの絆創膏』を「知っている」と回答した人の割合が計画目標の30%に対して17.6%、『名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談』(現「名古屋市こころの健康無料相談」)を「知っている」と回答した人の割合が計画目標の30%に対して14.1%でした。

Q. あなたは、ウェブサイト「こころの絆創膏」をご存じでしたか。

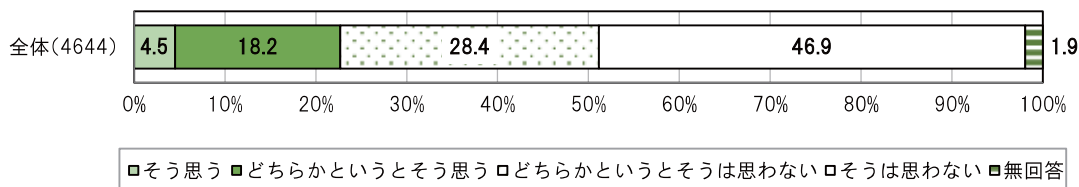


Q. あなたは、「名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談」をご存じでしたか。

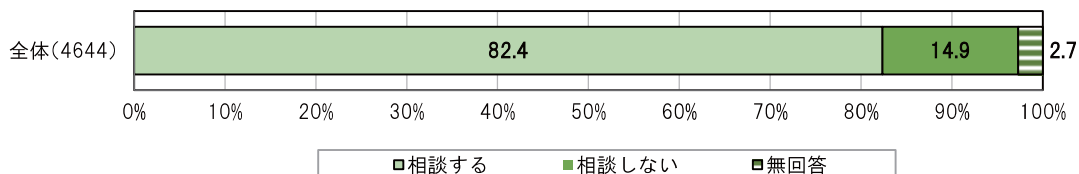


- また、「悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談することは恥ずかしいと思う人」の割合は22.8%で、前回(平成29(2017)年度)調査(22.2%)と比べて0.6ポイント上昇しましたが、「深刻な悩みを抱えたときに、あなたは誰かに(どこかに)相談すると思いますか」という問いに対し、「相談する」と回答した人の割合は82.4%であり、前回(平成29(2017)年度)調査(78.1%)と比べて4.3ポイント上昇しました。

Q. あなたは悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思いますか。



Q. 深刻な悩みを抱えたときに、あなたは誰かに(どこかに)相談するとおもいますか



- 自殺や精神疾患に対する誤った認識や偏見を払拭できるよう、こころの健康づくりと精神疾患についての正しい理解の促進および、すべての市民が悩みや苦しさを打ち明けやすい状況を作ることができるよう、相談窓口の周知や援助希求行動の促進などの普及啓発に取り組む必要があります。

＜主な取り組み＞

- こころの健康づくりと精神疾患についての正しい理解の促進や相談窓口周知のため、ウェブサイト「こころの絆創膏」の運営、認知拡大を目的としたディスプレイ広告、SNSによる広告、啓発パンフレットや啓発物品の作成・配布、各種イベントや講演会を実施するほか、援助希求行動の促進を目的として検索結果に応じてウェブサイト「こころの絆創膏」への案内を表示するリスティング広告を実施します。
- 自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）に、国や愛知県、関係機関・団体と連携し、ポスターの掲示やキャンペーン、「こころの絆創膏」をはじめとした啓発物品の配布など、集中的な啓発事業を実施します。また、世界メンタルヘルスデー（10月10日）における啓発活動にも取り組みます。
- 市民への相談窓口情報の周知啓発およびこころの健康づくりの促進のため、相談窓口検索やメンタルヘルスのセルフケア機能等を搭載したスマートデバイス用「こころの絆創膏アプリ」を運営します。
- 広報キャラクターを活用し、幅広い世代に向けて、本市のいのちの支援施策にかかる認知拡大を図ります。
- 精神障害に関する理解や支えを促進するため、メンタルヘルスファーストエイド※の考え方に基づいた「心のサポーター養成研修」を実施します。
※メンタルヘルスファーストエイド…地域の中でメンタルヘルスの問題を抱える人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取組
- 適切な自殺関連報道がなされるよう、世界保健機関（WHO）が作成した「自殺予防メディア関係者のための手引き」を周知します。

添付画像編集中

＜主な施策＞

取組	内容
ウェブサイト「こころの絆創膏」の運営	悩みに応じた相談機関の紹介、うつ病に関する知識等を掲載したウェブサイト「こころの絆創膏」を運営。
こころの絆創膏キャンペーン	自殺予防週間及び自殺対策強化月間にあわせて、相談機関等を掲載した携帯用絆創膏（こころの絆創膏）等を配布。
「こころの絆創膏アプリ」の運営	相談窓口検索やメンタルヘルスのセルフケア機能等を搭載した「こころの絆創膏アプリ」を運営。
いのちの支援広報キャラクターによるSNSを活用した情報発信	いのちの支援広報キャラクター「うさじ」のfacebook 及び Instagram において関連情報を発信。
心のサポーター養成研修	精神疾患への正しい知識を持ち、地域等でメンタルヘルスの問題がある人等に対して支援する心のサポーター（こころサポーター）を養成。

コラム 1 こころの絆創膏

「こころの絆創膏」とは、本市の様々な自殺対策の事業名に付けられているキーワードです。「絆創膏」の「絆」という字は「きずな」とも読みます。これには、悩みが小さなうちに、人と人との絆で手当てしたいという思いが込められています。

本市では、平成 22(2010) 年度より相談窓口の周知啓発等を目的としたウェブサイト「こころの絆創膏」を運営しています。現在、ウェブサイト「こころの絆創膏」からは、いくつものコンテンツが生まれています。

ウェブサイト「こころの絆創膏」URL

様々な悩みの種類に応じた約 200 の相談窓口・自助グループの情報、精神科医療機関の情報や自死遺族の方へのメッセージなどを掲載

名古屋市「こころの絆創膏アプリ」

相談窓口情報とメンタルヘルスケアのためのスマートデバイス用アプリ

名古屋市「こころの絆創膏」チャンネル (YouTube チャンネル)

自殺対策事業、ゲートキーパー研修動画、こころの健康づくりに関する動画を配信

携帯用「こころの絆創膏」

相談窓口情報等を掲載した手の平サイズの配布用周知啓発品

添付画像編集中

コラム 2 名古屋市いのちの支援広報キャラクター「うさじ」

本市の自殺対策事業（いのちの支援）をPRするキャラクターである「うさじ」たちは、「こころの絆創膏マンガコンテスト」の入賞作品に登場するキャラクターを元に生まれました。

本市では、自殺対策の一環として、こころの健康に関する無料相談、インターネットを利用した動画広告や地下鉄の車内のステッカー掲出による相談窓口の周知啓発など、様々な事業をおこなっています。

市民の皆様へ、このような事業を認知していただくため、また親しみを持っていただけるようにと名古屋市いのちの支援広報キャラクター「うさじ」たちを様々なビジュアルに起用しています。

「うさじ」たちは、「悩んだり、辛いときには、ひとりで悩みを抱えず相談してください」という「いのちの支援」の基本となるメッセージを伝え続けています。

どうぞ「うさじ」たちを目印にして、本市の「いのちの支援」がおこなう様々な事業について見つけてください。

添付画像編集中

② ライフステージ等に応じた支援

■ 児童・生徒

<現状・課題>

- 厚生労働省が人口動態統計により作成した令和 3(2021) 年の全国の死因順位別のデータによると 10 歳代の死因の第 1 位が自殺となっています。
- 問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることができると言われています。
- 児童・生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童・生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による児童・生徒の心の状態の把握やSNS報告相談を推進したりするなど、学校等における早期発見・見守り等の取組を推進することが必要です。
- いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成 25(2013) 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、すべての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。
- 不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所の確保を含めた早期からの支援につながる効果的な取組等を、関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図ることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、不規則な学校生活を強いられたり行事や部活動が中止や延期となったりすることなどによる影響も踏まえて対策を講じる必要があります。

<主な取り組み>

- 児童・生徒に困難やストレスへの対処法や、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を行う際に活用する児童・生徒向けこころの健康に関する啓発パンフレットや解説書を作成・配布するとともに、保護者等を対象に、児童・生徒が発するSOSの受け止め方について大人が理解を深めるためのパンフレットを作成・配布します。
- 名古屋市立学校（小・中・特別支援・高等学校）の児童・生徒（小4～高3）を対象に児童・生徒向けこころの健康に関する啓発パンフレット（「気づいてる？こころのSOS」）を用いた自殺予防教育を実施し、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法を学び、実際に活用できるようにします。

- 名古屋市内の私立学校の自殺予防教育を支援するため、児童・生徒向けこころの健康に関する啓発パンフレット等を配布します。
- 児童・生徒が出したＳＯＳに気づき、受け止め、適切に支援できるよう、自死遺児やＳＯＳをうまく表現できない児童・生徒等に対する理解も含め、教職員の資質向上を図るための研修等を実施します。
- 名古屋市立学校（小・中学校）の児童・生徒（小４～中３）に対して学校生活アンケートを行い、児童生徒の心の状態を把握し、きめ細やかな指導・支援に生かします。
- インターネット上の児童生徒に関する問題のある書き込み等を検索・監視し、削除依頼等の対応やＳＮＳ等を活用した報告・相談体制を導入することにより、多様な悩みや相談に対応します。
- 「なごや子ども応援委員会」を設置して、いじめ、不登校や非行等の問題に対応するため、常勤のスクールカウンセラーを始めとするスタッフを学校現場に配置します。
- 配布されているＰＣやタブレット端末の活用等による児童・生徒の心の状態の把握やＳＮＳ報告相談を推進し、適切に対応します。
- 教室に入れない生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、「校内の教室以外の居場所づくり」を推進します。
- 「ハートフレンドなごや」において、子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について相談に応じます。
- 若年層が親しみやすい漫画を題材にした「こころの絆創膏！マンガコンテスト」など、相談機関と連携して若年層の援助希求行動を促すためのイベント「スマイル！こころの絆創膏デー」を行うとともに、若年層と親和性の高いＳＮＳを活用した情報発信やウェブサイトによる情報提供を行います。
- 長期休業明け等に子ども・若者の自殺が増加する傾向を踏まえて、適切な時期に援助希求行動の促進等の啓発を実施します。
- 児童・生徒が悩みをひとりで抱え込まないよう、周りの大人が児童・生徒のＳＯＳに気づき、受け止め、適切に支援できるように、家庭・地域・学校・関係機関の連携強化を図ります。

<主な施策>

取組	内容
自殺予防教育用パンフレットの作成・配布	児童・生徒向けこころの健康に関する啓発パンフレット及び解説書を、市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒、教員、関係機関等に配布。また、ＳＯＳの受け止め方について大人が理解を深めるための啓発パンフレットを保護者に配布。
自殺予防に関する授業の実施	市立学校（小・中学校・特別支援・高等学校）の児童・生徒（小４～高３）が、児童・生徒向けこころの健康に関する啓発パンフレットを用いて、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法を学び、実際に活用できるように授業を実施。
ウェブ版学校生活アンケート	名古屋市立学校（小・中学校）の児童生徒（小４～中３）に対して、学校生活アンケートを行い、児童生徒の心の状態を把握し、きめ細かな指導・支援に活用。
インターネット上におけるいじめ等防止対策	インターネット上の児童生徒に関する問題のある書き込み等を検索・監視し、削除依頼等の対応やＳＮＳ等を活用した報告・相談体制を導入することにより、多様な悩みや相談に対応。
校内の教室以外の居場所づくり	教室に入れない生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを実施。
スマイル！こころの絆創膏デー	子ども・若者向けに、各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催。あわせて、「悩んだ時に救われた一言」等をテーマに「こころの絆創膏マンガコンテスト」を実施。

添付画像編集中

コラム 3 なごや子ども応援委員会

なごや子ども応援委員会は、常勤の専門職を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進する組織です。

職員の構成と主な職務内容

● 総合援助職

子ども・保護者等の相談対応や、関係機関との連携・情報共有をはじめ、生物・心理・社会面から総合的に子どもを応援・援助します。

● スクールカウンセラー

臨床心理士等の専門的知識・経験を活かし、心理教育等の観点に基づいた学校生活全般に対する援助や、児童生徒・保護者・教職員への相談対応を行います。

● スクールソーシャルワーカー

社会福祉士等の福祉の専門的知識・経験を活かし、児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関との連携を図ります。

● スクールセクレタリー

ブロック内の庶務事務をはじめ、ブロック間や学校との連絡調整など、子ども応援委員会の活動を円滑に行うための役割を担います。

● スクールポリス

元警察官が学校内外の見守り活動や必要に応じた警察との連携を図ります。
なごや子ども応援委員会の活用方法など、詳しくは、ホームページをご覧ください。

添付画像編集中

コラム 4 ナゴヤ子ども・親総合支援

●キャリアサポート事業

子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せる力を身に付けることができるよう、キャリアコンサルタントを「キャリアナビゲーター」として配置し、キャリア教育の幅広い推進とキャリアプランニングの応援を行います。

●家庭訪問型相談支援事業

不登校、成績不振など様々な悩みを抱える子どもや親に対して、家庭訪問による相談支援を行い子どもの将来を応援するための支援を行います。

●子どもの権利擁護機関の運営

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を推進する独立性のある公的第三者機関を運営します。

■ 大学生等の学生

<現状・課題>

- 大学生等の学生 は住み慣れた地域や保護者の元を離れ一人暮らしを始めるなど環境や人間関係の大きな変化といった高校生までとは異なる悩みが発生することがあります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、不規則な学校生活を強いられたり行事や部活動が中止や延期となったりすることなどによる影響も踏まえて対策を講じる必要があります。

<主な取り組み>

- 市内の大学、短期大学等と連携して学生相談に関わる大学・短期大学関係者等向けの研修及び情報交換を内容とする「こころの絆創膏セミナー」を開催します。また、市内の大学等との連携により、援助希求行動の促進や相談窓口等の周知を図ります。
- 若年層が親しみやすい漫画を題材にした「こころの絆創膏！マンガコンテスト」など、相談機関と連携して若年層の援助希求行動を促すためのイベント「スマイル！こころの絆創膏デー」を行うとともに、若年層と親和性の高いSNSを活用した情報発信やウェブサイトによる情報提供を行います。
- 若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを通じて、相談・支援を受けられるよう、「名古屋市こころの健康無料相談」等においてLINEによる相談を実施します。

- 大学生等の学生、は住み慣れた地域や保護者の元を離れ一人暮らしを始めるなど環境や人間関係の大きな変化といった高校生までとは異なる悩みが発生することがあります。

＜主な施策＞

取組	内容
こころの絆創膏セミナー	地域内の大学・短期大学関係者等を対象に、学生に関する自殺対策等についての情報共有および意見交換を行うセミナーを開催。
スマイル！こころの絆創膏デー	子ども・若者向けに、各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催。あわせて、「悩んだ時に救われた一言」等をテーマに「こころの絆創膏マンガコンテスト」を実施。
こころの健康無料相談	電話およびLINEによる相談を実施。また必要に応じ、平日夜間および土日に精神科医等の専門家によるメンタルヘルス相談を実施。

コラム 5 スマイル！こころの絆創膏デー

本市では、子ども・若者向けに悩みを抱えた際の援助希求行動を促し、各種相談窓口への理解を深めることで自殺予防につなげることを目的とした「スマイルデーなごや」（※現在の名称：「スマイル！こころの絆創膏デー」）を平成 25(2013) 年度より開催しています。

本イベントでは、若年者の相談支援を行っている各種相談機関の相談ブースや地元出身の著名人を招いたステージイベント等により、子ども・若者に対し、「悩みを抱えたときには、周囲に援助を求めよう」というメッセージを発信する企画を実施しています。

本イベントは、令和 2(2020) 年度からのコロナ禍においては、オンライン開催とし子ども・若者が参加しやすい様々なオンラインコンテンツを提供し開催しています。

添付画像編集中

■ 様々な困難を抱える子ども・若者

<現状・課題>

- ひきこもりやニート等、社会参加や自立にあたって困難を抱える子ども・若者を支援することは、本人及び家族の精神的負担を軽減することに繋がり、自殺の予防に有効であると考えられます。
- 子ども・若者がヤングケアラーとならざるを得ない場合に対して、適切な情報の周知や支援を行っていくことが必要です。

<主な取り組み>

- 精神保健福祉センター（ここらぼ）に併設している「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの本人や家族等の相談、関係機関との連絡調整、リーフレットの作成・配布などを行います。また、相談支援体制の強化や様々な関係機関との連携強化を図ります。
- 「子ども・若者総合相談センター」において、ニート、ひきこもりなど社会生活を営む上で様々な困難を有する子ども・若者の相談を行い、その子ども・若者の状況に応じた支援機関へつなぐとともに、子ども・若者が最終的には就労など自立できるように支援します。
- 「なごやっ子SOS」において、保護者、児童本人及び電話による相談を希望する者に児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施します。
- 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」において、子どもの権利侵害に関する相談、申立て等に基づき、権利の回復のための取り組みを進めるとともに、子どもの権利について普及啓発を実施します。
- ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象とした中学生の学習支援事業及び高校生世代への学習・相談支援事業による居場所づくりを行います。
- ヤングケアラーとならざるを得ない場合に支援を受けられるよう、関係者向け研修を実施する等、適切な情報の周知や支援を図ります。
- 関係支援機関との連携強化や相談・訪問支援の体制を整備することで困難を抱える子ども・若者の支援の充実を図ります。

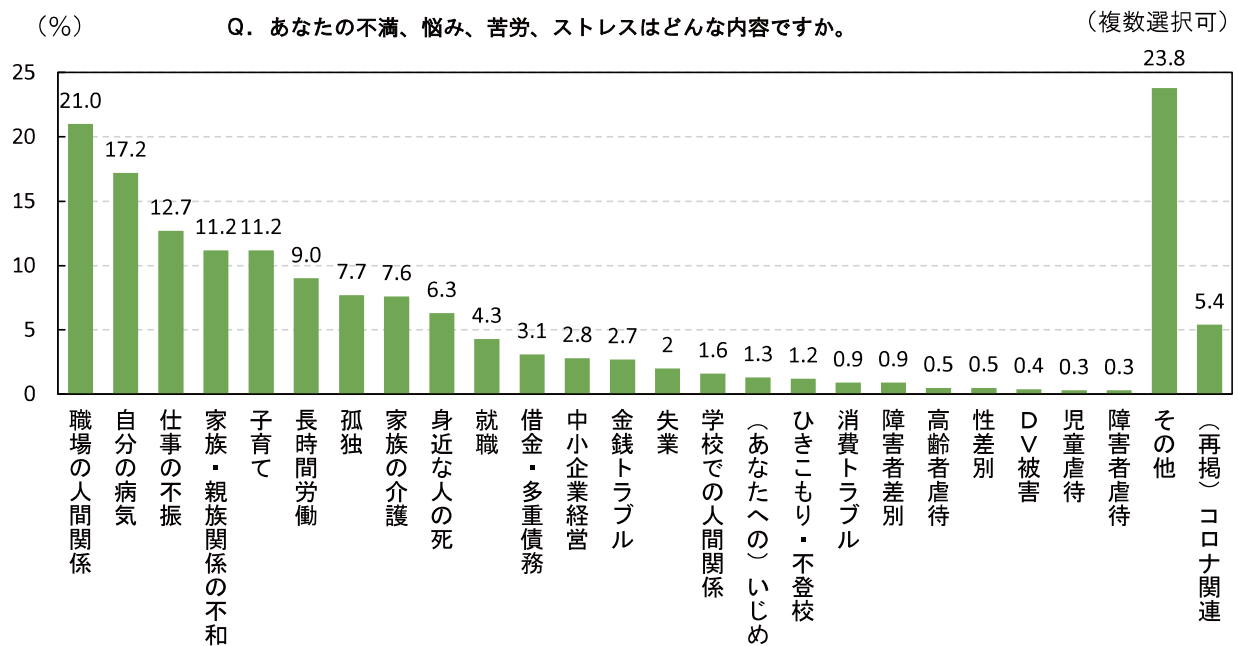
＜主な施策＞

取組	内容
ひきこもり地域支援センターの運営	ひきこもりの本人や家族等の面接相談を行うとともに、関係機関との連携強化のための会議や研修の実施、ひきこもりに関する普及啓発を実施。
名古屋市子ども・若者総合相談センターの運営	ニート、ひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の相談に応じ、適切な支援機関へつなぐとともに、支援機関等のネットワークを活用しながら、自立までの支援を実施。
なごやっ子SOS	児童虐待や子育てに関する悩み・不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施。
名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」	子どもの権利侵害に関する相談、申立て等に基づき、権利の回復のための取り組みを進めるとともに、子どもの権利について普及啓発を実施。
中学生の学習支援	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。
高校生世代への学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施。

■ 勤労者

<現状・課題>

- 警察庁の自殺統計によると、令和3（2021）年の本市の職業別の自殺者においては、「被雇用・勤め人」の割合が34.4%と最も高くなっており、自営業・家族従業者を合わせると有職者の自殺者数は全体の38.1%となります。
- 「こころの健康に関するアンケート」では、「あなたの不満、悩み、苦労、ストレスはどんな内容ですか」という問いに対する回答は「職場の人間関係」の割合が21.0%と最も高く、「仕事の不振」が12.7%、「長時間労働」が9.0%との結果でした。



- テレワークの導入が進んだことにより、ワーク・ライフ・バランスが推進された反面、労働時間管理が困難になる結果、過重労働が生じていることや、孤独感・疎外感を感じやすいとの報告もあります。
- 長時間労働や職場の人間関係などから生じる強いストレスにより、うつ病を発症することがあり、うつ病は自殺のリスク要因であることから、職場におけるメンタルヘルス対策やワーク・ライフ・バランスの推進が必要とされています。
- すべての事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置を講じる必要があります。

＜主な取り組み＞

- 朝の通勤時間や夕方の帰宅時間に合わせた「こころの絆創膏キャンペーン」において、うつ病の症状や悩みに応じた相談機関の情報を掲載した絆創膏を配付し、相談窓口の周知・啓発を図ります
- 勤労者が相談しやすいように、「名古屋市こころの健康無料相談」において、平日夜間や土日に精神科医、臨床心理士、産業カウンセラー等による面接相談を開催します。
- 勤労者等を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を実施します。
- 中小企業や経営者団体等の実施する研修においてメンタルヘルス対策に関する出前講座を行う専門家を派遣するほか、ハラスメントの防止を含む企業の就労環境整備に向けた啓発・相談等を行い、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援します。
- こころの健康や相談窓口についての周知を推進するとともに、相談できる場の充実を図ります。

添付画像編集中

＜主な施策＞

取組	内容
こころの健康無料相談	電話およびLINEによる相談を実施。また必要に応じ、平日夜間および土日に精神科医等の専門家によるメンタルヘルス相談を実施。
労働相談	専任の労働相談員による労働条件や労働福祉など労働問題に関する電話、メール、面接相談を実施。
メンタルヘルス対策に関する出前講座	中小企業等が行う研修へ社会保険労務士等を派遣する出前講座を実施。
働き方改革の推進	企業に対し、多様で柔軟な働き方や、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催するほか、専門家を派遣して、従業員が多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備に関する助言を実施。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業として認証。

■ 様々な困難を抱える女性・妊産婦

<現状・課題>

- 厚生労働省の人口動態統計によると、令和2（2020）年の本市の自殺者数は、男性が前年比で26人増加（12.4%増）したところ、女性は30人増加（31.6%増）しており、男性に比べて女性の増加が大きくなっています。また、令和3（2021）年の本市の自殺者数は、前年比で、男性は24人減少しましたが、女性は2人増加している等、コロナ禍において女性の自殺が増加傾向にあります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や就労面等の問題に直面する女性を始め、DV被害者、生活困窮者、性暴力被害者等、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の推進が求められます。
- 妊娠中及び出産直後は、ホルモンバランスや生活環境の急激な変化により精神面の不調をきたすことがあり、症状が深刻となる「産後うつ病」も一定の割合で発症することが報告されています。妊産婦の自殺死亡率は、同世代の一般女性よりも高く、産後うつは自殺リスクを高める要因であることから、母子保健施策における妊産婦への支援の中で、産後うつの発症予防及び早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

<主な取り組み>

- 男女平等参画推進センター「イーブルなごや相談室」や配偶者暴力相談支援センター、社会福祉事務所で女性やDV被害者に対する電話相談等を実施します。
- 仕事・暮らし自立サポートセンターで、生活に困りごとや不安を抱えている方へ、就労による経済的な自立や、家計の改善による日常生活の自立を支援します。
- 厚生労働省によれば、SNS相談の利用者に女性が多いとの分析もあり、日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを通じて、相談・支援を受けられるよう、「名古屋市こころの健康無料相談」等においてLINEによる相談を実施しています。また、SNSを活用した情報発信や、ウェブサイトによる情報提供を行います。
- 子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における母子健康手帳交付時に、保健師等が全員に面接を行い、継続的な支援が必要な妊婦に対しては、状況に応じた支援を行います。また、出産を目前に控えた妊婦に対しては、電話等による働きかけを行うことにより、妊娠・出産の不安を軽減し、出産後も気軽に相談がしてもらえるよう妊娠期からの支援を行います。

- 出産後間もない産婦に対しては、心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、心身の不調又は育児不安を抱える産婦等に対しては、心身のケアや育児のサポートを行う等、安心して子育てができる支援体制を確保しています。また、新生児乳児等訪問指導において産婦に対して家庭訪問をする際には、産後うつ病の予防に関するリーフレットを配布するなど、産後うつ病の予防と早期発見を図ります。
- 予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた方等に対して、「なごや妊娠ＳＯＳ」において、相談支援を実施します。
- 母子保健事業の中でも、特に妊娠期から産後の初期段階までの支援を充実させることで、産後うつ病の予防や早期発見、育児不安や負担の軽減を図れるように取り組みます。
- 令和６年４月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることを踏まえ、必要な取組を推進します。

＜主な施策＞

取組	内容
「イーブルなごや相談室」女性のための総合相談（男女平等参画推進センター）	女性の専門相談員が女性が日常生活の中で直面する悩みや不安を受け止め、性別役割的な価値観等を捉え直しながら、主体的な問題解決を目指す相談を実施。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力被害者の保護のため、被害者からの相談、自立支援等を実施。
社会福祉事務所における女性福祉相談	各社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、様々な女性の相談を実施。
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターの運営	生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた相談支援を行う窓口として、就労支援や家計再建に向けた支援を一体的に実施。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域連携の推進やアウトリーチ支援を実施。
こころの健康無料相談	電話およびLINEによる相談を実施。また必要に応じ、平日夜間および土日に精神科医等の専門家によるメンタルヘルス相談を実施。
子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）の取組み	妊娠にまつわる不安を感じやすい時期に、子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）から電話、面接等により、状況確認や、今後の支援施策等についての情報提供等を実施。
産後ケア事業	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により育児困難感がある場合に、産婦及び乳児に対して、助産所等における宿泊または日帰りによる支援（母体ケア、乳児ケア）を実施。
新生児乳児等訪問指導	概ね生後4か月児までの乳児のいるすべての家庭に保健師または助産師による訪問指導時に、産後うつ病の早期発見と予防を図るとともに、予防につながる知識の普及啓発のためのリーフレットを配付。
なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師が電話やメール、LINEによる相談を実施。

■ 高齢者

<現状・課題>

- 高齢者の自殺の背景には、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の喪失感、近親者の喪失体験、介護疲れ等によるうつ病が多いと言われています。
- 高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいとされています。高齢者の閉じこもりや抑うつ状態になることを予防することは、介護予防の観点からも必要です。

<主な取り組み>

- 高齢者の孤立防止事業等により地域の支援ネットワークを構築するとともに、いきいき支援センター（地域包括支援センター）において健康・福祉・介護などに関する総合相談の実施や孤立しがちな高齢者に対して個別のケースワークを行うことでひとりひとりの状況に合わせた支援を実施します。
- 地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、福社会館や鯉城学園において、講座の実施や交流の場の提供を行うことで、仲間づくりを促し、高齢者の生きがいを高めます。
- 高齢者サロンや認知症カフェなど誰もが気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる居場所づくりを推進します。
- 高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者に対して市バス・地下鉄等に無料で乗車できる敬老パスを交付します。
- 家族介護者教室を実施する等により高齢者を介護する方の負担を軽減する取り組みを実施します。
- 高齢者支援に携わる職種の方々に向けて、高齢者の自殺防止のための適切な対応方法や、高齢者が抱える様々な問題に関して、専門家や各種相談窓口等に確実につなげるための方法を示したハンドブックを作成・配布します。
- 高齢者の地域の支援ネットワークの連携を強化し、高齢者の見守り等支援の充実を図ります。

＜主な施策＞

取組	内容
いきいき支援センター（地域包括支援センター）	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職員が、健康・福祉・介護などに関する総合相談等を実施。
福祉会館の運営	健康相談や生活相談に応じるほか、健康づくりや教養の向上等のための講座を開催し、交流の場を提供する。
鯉城学園の運営	高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高め、社会的活動への参加を促進するため、学園を運営。
高齢者サロンの推進	高齢者の身近な居場所となるサロンについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等地域の誰もが気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場である認知症カフェについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施。
敬老パスの交付	市バス・地下鉄・メーグル（なごや観光ルートバス）・ゆとりーとライン・あおなみ線ならびに名鉄（上飯田連絡線を含む）・ＪＲ東海・近鉄の鉄道の市内運行区間および名鉄バス・三重交通の路線バスの原則市内運行区間を無料で乗車できる乗車券を交付。
家族介護者教室の実施	在宅で高齢者の介護を行う家族に介護の知識や技術の向上を図るための講座を開催するとともに、介護者同士の交流を通じて心身の疲労の軽減を図る。
高齢者支援者向けハンドブックの作成・配布	高齢者の自殺防止のための適切な対応方法や、高齢者が抱える様々な問題に関して、各種相談窓口等に確実につなげる方法を示したハンドブックを作成・配布。

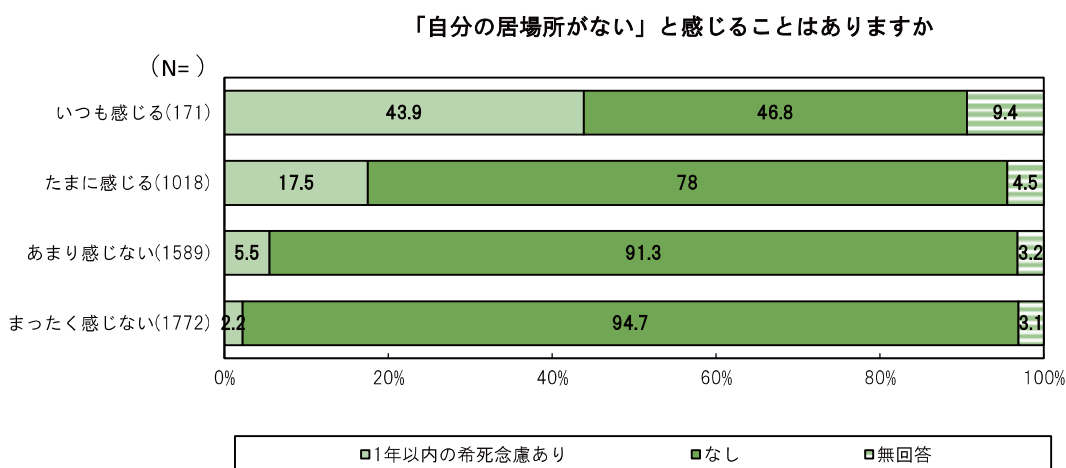
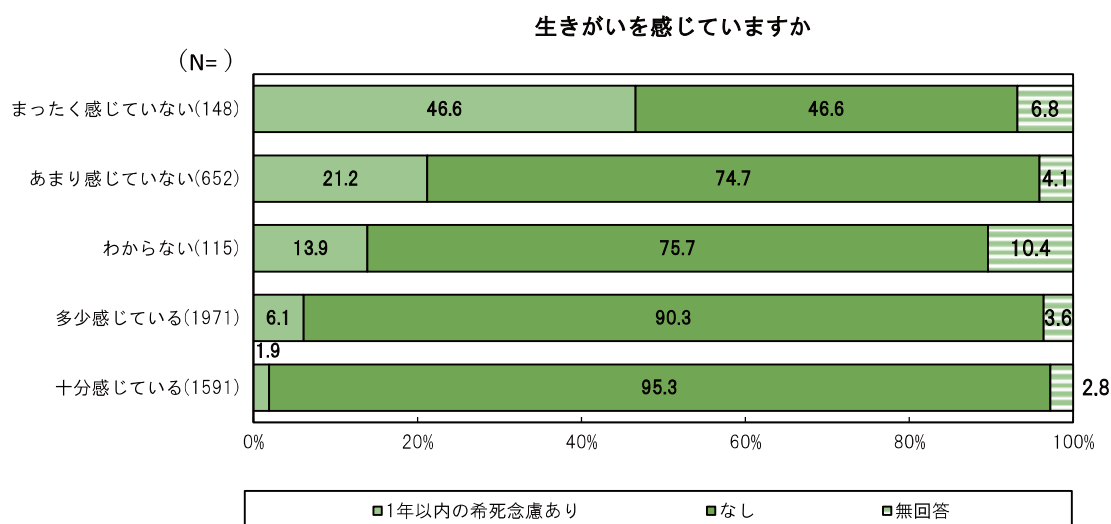
③ 生きることの促進要因を増やす取り組み

<現状・課題>

- 自殺を考える方は、複数の問題を抱えていることが多いことから、それぞれの問題に対応する相談窓口が整備されており、また適切な連携が図られていることが生きることの促進要因となります。

- 「こころの健康に関するアンケート」では、「生きがいをまったく感じていない」人の中で 1 年以内に希死念慮のあった人の割合が 46.6%という結果であり、生きがいを感じなくなるほど、希死念慮を抱く割合が高くなる傾向が見られました。

また「自分の居場所がない」といつも感じる」人の中で 1 年以内に希死念慮があった人の割合も 43.9%と高い結果となり、居場所がないと感じるほど、希死念慮を抱く割合が高くなる傾向が見られました。



- 生きがいを持つことや、孤立を防ぐための居場所づくりを支援する取り組みは、生きることの促進要因を増やし自殺を予防することにつながる必要な対策です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える方を始め、経済生活問題や勤務問題など、様々な困難・課題を抱える方に寄り添ったきめ細かい相談支援等の推進が求められます。

＜主な取り組み＞

- 様々な悩みに対応した相談窓口が関係機関・団体において開設されており、相談を受け付けています。また「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」を開催するとともに、地域連携マニュアル「ガイドブック常備薬こころの絆創膏」、ウェブサイト「こころの絆創膏」等の活用により、各種相談機関の連携強化を図ります。
- 電話相談およびインターネット相談を実施する民間団体に対し、経費の助成等の支援を実施します。
- 各区の福祉会館において健康づくりや教養の向上等のための講座を開催し、高齢者の生きがいを高めるとともに、仲間づくりや交流の場を提供します。また高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高め、社会的活動への参加を促進するため、鯉城学園を運営します。
- 各区の生涯学習センターにおいて市民が生き生きと前向きに生活できるような生きがいづくりを推進するために、学び始めたり、学びを継続したり、学びの成果を社会へ還元したりする生涯学習のきっかけとなる講座やイベントを開催します。
- 精神障害者の家族によるピア相談及び家族同士の繋がりを深める交流事業を実施します。
- いきいき支援センター（地域包括支援センター）に、専任の見守り支援員を配置し、孤立しがちな高齢者に対しての個別ケースワークを行い、福祉・介護サービスの提供や、地域の連携による見守りネットワークの調整など、ひとりひとりの状況に合わせた支援を実施します。
- ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象とした中学生の学習支援事業及び高校生世代への学習・相談支援事業による居場所づくりを行います。
- 外国人が日本の生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のあるカウンセラーが通訳を介さずに相談に応じる「外国人こころの相談」を予約制で行っています。また、外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてピアサポートサロンを開催します。
- 配偶者暴力相談支援センターでDV被害者に対する電話相談等を実施します。
- 家族や仕事、人間関係など、日頃なかなか打ち明けることのできない悩みを抱える男性のための電話・面接相談を行います。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響によるメンタルヘルスの不調に、電話相談で対応する「新型コロナウイルスこころのケア相談」を実施します。

＜主な取り組み＞

取組	内容
自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議	自殺対策に関する相談機関の連携強化を図るための会議を開催。
地域連携マニュアル「ガイドブック常備薬こころの絆創膏」の作成・配布	各分野の支援機関の情報を共有し、悩んでいる方とそれぞれの悩みに応じた支援先の連携を促進するためのマニュアルを作成・配布。
いのちの電話相談事業補助	社会福祉法人愛知いのちの電話協会が実施する相談事業（電話相談・インターネット相談）に要する経費に対して助成を実施。
講座の開催（生涯学習センター）	生きがいづくりを推進するために、学び始めたり、学びを継続したり、学びの成果を社会へ還元したりすることのできる様々な講座やイベントを開催。
いきいき支援センター（地域包括支援センター）	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職員が、健康・福祉・介護などに関する総合相談等を実施。
中学生の学習支援	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学の意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。
高校生世代への学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施。
外国人こころの相談	外国人が日本の生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のあるカウンセラーが通訳を介さずに相談に応じる。
ピアサポートサロン	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてサロンを開催。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力被害者の保護等のため、被害者等からの相談、自立支援等を実施。
名古屋市男性相談	家族や仕事、人間関係など、日頃なかなか打ち明けることのできない悩みを抱える男性のための電話・面接相談を実施。
新型コロナウイルスこころのケア相談	新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響によるメンタルヘルスの不調に、電話相談で対応。

(2) 自殺の防止

自殺の危険性がある人のサインに気づき未然に防ぐ「自殺の防止」の取り組みとして、周りの人に気になる症状がある場合や複合的な問題を抱え自殺の危険がある場合等に適切な医療や相談窓口につなげ、見守る人材を育成する取り組みを推進します。

また、自殺のリスクを高める要因となる精神疾患患者や自殺未遂者などリスク要因別の取り組みを推進します。

計画期間中(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度)に重点的に行う取り組み

🍀 周りの悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る役割を担うゲートキーパーの存在について、より一層の周知を図るとともに、広く誰もが研修に参加できるよう研修機会の拡充を図ります。

🍀 様々な相談機関の職員や医療機関等の専門職などに向けたゲートキーパー研修の拡充により専門的なゲートキーパーの役割を担う人材育成を図ります。

評価指標	現 況 (令和3(2021)年度)	計画目標 (令和4(2022)年度)	計画目標 (令和9(2027)年度)
「身近な人が悩みを抱えているように見えたとき、その人の助けになろうと声をかけ、話を聴こう」と思うし行動できる人の割合	45.3%	50%	60%
ゲートキーパー関連研修の参加者数累計 (平成20(2008)年度から実施)	59,656 人	65,000 人	100,000 人

①自殺対策を支える人材の育成

<現状・課題>

- 令和3(2021)年度までに実施したゲートキーパー研修の参加者数は累計で59,656人でした。
- 市職員や福祉施設職員、教職員等の学校関係者、民間企業、いきいき支援センター等の相談機関職員、民生委員や保健環境委員等の地域団体等の参加者数を増やすとともに、一般市民がゲートキーパー研修を受けやすい環境づくりが必要です。
- ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や精神疾患、自死遺族の心情や生きづらさ、留意した方が良いこと等について正しい理解の促進を図っていくことが必要です。
- ゲートキーパー研修を受講した方の活動に対する支援を検討していくことが必要です。

<主な取り組み>

- 自殺や精神疾患、自死遺族の心情や生きづらさ、留意した方が良いこと等について正しく理解し、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人を増やしていけるようゲートキーパーの普及啓発を図るため、ゲートキーパーについて分かりやすく解説したハンドブックや研修動画を作成・配布するとともに、一般市民向けのゲートキーパー研修を実施します。
- かかりつけの医師等への研修や学校関係者等に対する研修への講師の派遣、大学・短期大学関係者が情報交換を行う場を設ける等様々な形で人材育成を行います。
- 市職員をはじめとした関係機関の職員や地域で見守り支援を行う方や団体等に対し自殺に関する基礎知識やゲートキーパーに関すること等の研修を実施することで、様々な関連施策分野に携わる職員や関係者の人材育成を図るとともに、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識の共有を図ります。
- 保健センターの精神保健福祉相談員や保健師を対象として、精神保健福祉に関する研修を実施することで基礎知識や相談技術の向上等を図ります。
- 市内の企業に向けて、ゲートキーパー養成動画等の活用や啓発物品の配布等を行い、組織内へのゲートキーパーの養成を推進します。
- ゲートキーパー研修を受講した後に、一定の期間が経過したタイミングで研修の振り返りや問題点および改善点の確認をするフォローアップの機会の設置等を検討します。
- 悩みを抱える方を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が過度の心理的負担を抱えたり孤立しないよう、関係団体とも連携しながら、支援者に対する支援と地域における連携を推進します。

<主な施策>

取組	内容
ゲートキーパー研修	一般市民向けの研修のほか、専門的な様々な分野の方を対象とした研修会・講演会を開催。
ゲートキーパー研修動画	幅広い層にゲートキーパー研修を受講してもらえるよう、研修動画をウェブサイト「こころの絆創膏」等において配信。
ゲートキーパー研修講師派遣事業	幅広い層にゲートキーパー研修を受講してもらえるよう、民間事業者などが開催する研修へ講師の派遣を実施。
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師等に対し、うつ病等精神疾患に関する適切な診療の知識・技術および精神科医等の専門医との連携方法等を習得するための研修を実施。
市職員・関係職員の人材育成事業	市職員および関係職員への研修を実施するほか、イントラネット上で自殺対策に関する研修資料を掲載。
企業向けゲートキーパーの普及啓発	企業向けにゲートキーパー養成動画等の活用や、啓発物品の配布等を行い、組織内へのゲートキーパーの養成を推進。

コラム 6 ゲートキーパー

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。「いのちの門番」とも言われます。

問題を抱えて悩んでいる人は、何らかの悩みのサインを発していることが多いと言われています。そのため、家族や友人、同僚など周りの人が身近な人の悩みのサインに気づき、適切な支援につないでいくことがとても重要です。

「ゲートキーパー」は、医師などの専門家だけができるのではなく、誰でもなることができます。

みなさんも大切な人のいのちを守るゲートキーパーとして、できることから始めてみませんか？

添付画像編集中

② リスク要因を抱えた方への支援

■ 精神疾患患者

<現状・課題>

- 令和3(2021)年の警察庁の自殺統計によると、本市の自殺の原因・動機で最も多いのは健康問題で、健康問題のうち64.1%が精神疾患となっています。中でも、うつ病については健康問題のうちの46.7%と最も割合が高くなっています。
- うつ病をはじめとした気分障害、統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患は自殺のリスクを高めますが、適切な治療等により回復することが可能であり、精神疾患についての正しい理解の促進を図り、適切な精神科医療等を受けられるようにすることが必要です。
- また、うつ病は不眠や食欲がないなどの身体症状が出ることが多く、内科医等のかかりつけの医師を受診することが多い傾向にあります。そのためかかりつけの医師等が適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等を習得する取り組みが必要です。
- 統合失調症は幻覚や妄想が特徴的な精神疾患ではありますが、そういった症状だけではなく、病気を抱えるつらさや生活のしづらさなどの悩みを抱えており、適切な治療とともに生活全般にわたる支援を受けられるようにすることが必要です。
- 思春期の子どものうつは、「うつ」という気分が子ども自身にもわかりにくく、うまく表現できないことから、本人が気づかないことがあります。
- アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症は適切な支援により、回復が十分可能な疾病ですが、専門医療機関・専門医不足等から依存症患者が必要な支援を受けていない状況にあります。そのため行政・精神科医療機関等・民間支援団体・依存症家族の連携による包括的な支援体制の整備が必要です。

<主な取り組み>

- 各区の保健センターや精神保健福祉センター（こころぼ）等において精神保健福祉相談を実施しています。また夜間及び土日に市内中心部でうつ病等に関するメンタルヘルス相談を行う「こころの健康無料相談」を実施します。
- 精神保健福祉センター（こころぼ）において、思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題について保健センター職員や高等学校教員等を対象とした研修を実施しています。また思春期に起こる様々な悩みやこころの不調、こころの病気を抱えている本人やその家族等を対象に「思春期の精神保健相談」を実施します。

- 依存症患者が適切な支援を受けられるようにするため、精神保健福祉センター（こころぼ）が「名古屋市依存症相談窓口」を設けて相談対応にあたっています。また、アルコールや薬物の問題に悩む家族を対象に正しい知識や接し方を学ぶ「依存症家族のつどい」を実施します。
- 依存症に関する専門的な治療を行っている医療機関を依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関として選定するとともに、依存症当事者や家族、依存症に関する問題に取り組む民間団体への支援を実施します。
- うつ病と診断された方の家族を対象に正しい知識や接し方を学ぶ「うつ病家族教室」を実施します。
- 精神科病院に入院中の措置入院者等の地域移行を促進し、精神障害者が、適切な治療や支援を受けながら、地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施します。
- うつ病の早期発見・早期治療の取り組みを進めるため、かかりつけの医師等に対し、うつ病等精神疾患に関する適切な診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法を習得する研修を実施します。
- 精神障害のために自傷他害のおそれのある精神障害者又はその疑いのある方に関する警察官の通報に24時間対応します。また、愛知県と共同で、精神障害者及びその家族等からの電話による緊急的な相談に24時間体制で応じ、必要な受診調整等を行う精神科救急情報センターを運営するとともに、夜間及び休日等において精神科疾患の急性発症若しくは症状の急変により医療が必要となった者に対して、入院を含む診療応需の体制を整備する精神科救急医療対策事業を行います。
- 保健センターや精神保健福祉センター（こころぼ）と医療機関等の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制を目指します。

＜施策の基本的方向＞

取組	内容
精神保健福祉相談	保健センターにて毎週精神科嘱託医によるこころの健康相談を実施するほか、精神保健福祉相談員、保健師等によるこころの健康に関する相談・訪問指導を実施。
こころの健康無料相談	電話およびLINEによる相談を実施。また必要に応じ、平日夜間および土日に精神科医等の専門家によるメンタルヘルス相談を実施。
思春期精神保健関係者研修	思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題を主な内容とし、保健センター職員や高等学校教員等を対象に、専門職として資質の向上を図るために研修を実施。
思春期の精神保健相談	思春期の子どもやその家族等に思春期の心の問題に関する精神科医等による相談を実施。
依存症相談	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存で悩んでいる方やその家族を対象にした相談を実施。
依存症家族のつどい	依存症相談を利用した家族を対象として、本人への接し方を学んだり家族同士の交流を目的としてつどいを実施。
依存症関連問題支援事業	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動に要する経費の助成。
うつ病家族教室	うつ病患者の家族等がうつ病等に関する正しい知識やうつ病患者への接し方を学び、家族同士で交流する教室を開催。

■ 自殺未遂者

<現状・課題>

- 警察庁の自殺統計によると、令和3(2021)年の本市の自殺者のうち、自殺未遂歴のある方の割合は21.2%(男性15.4%、女性31.4%)となっています。
- 自損行為により救急搬送された方は令和3(2021)年では890人にのぼります。自殺未遂者は、自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図を防止する取り組み、およびその家族等に対する支援が必要です。
- 自殺念慮を抱えていたり、未遂を経験した人の援助要請行動を高め、リスクを低下させることが重要です。

<主な取り組み>

- 自殺未遂者やその家族等に必要な支援やケアが提供される支援体制を整備することを目的として、地域の精神科医療機関を含めた保健医療福祉等の関係機関のネットワークを構築するための地域連携マニュアル「ガイドブック 常備薬こころの絆創膏」を作成、配布します。また、救急医療機関へ搬送された患者及び家族を適切に支援するための救急医療機関等へ向けたマニュアルの整備を図ります。
- 自殺未遂者等への対応や連携に関する研修会等を実施します。
- 自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布します。
- 精神障害のために自傷他害のおそれのある精神障害者又はその疑いのある方に関する警察官の通報に24時間対応します。また、愛知県と共同で、精神障害者及びその家族等からの電話による緊急的な相談に24時間体制で応じ、必要な受診調整等を行う精神科救急情報センターを運営するとともに、夜間及び休日等において精神科疾患の急性発症若しくは症状の急変により医療が必要となった者に対して、入院を含む診療応需の体制を整備する精神科救急医療対策事業を行います。
- 医療機関、相談機関との連携をより一層強化するとともに、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実し、自殺未遂者の再度の自殺企図の防止を図ります。

<主な施策>

取組	内容
地域連携マニュアル「ガイドブック常備薬こころの絆創膏」の作成・配布	各分野の支援機関の情報を共有し、悩んでいる方とそれぞれの悩みに応じた支援先の連携を促進するためのマニュアルを作成・配布。
自殺ハイリスク者等支援研修会	相談窓口の担当者等の支援者を対象として自殺未遂者を含む自殺ハイリスク者等への対応等に関する研修会を実施。
自殺未遂者向けリーフレットの作成・配布	自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布。

■ 慢性疾患等の重篤患者

<現状・課題>

- 令和3(2021)年の警察庁の自殺統計によると、本市の自殺の原因・動機で最も多いのは、健康問題で、そのうち31.0%が身体の病気を原因・動機とするものとなっています。
- 慢性疾患等の重篤な身体の病気を抱えた方は、身体的苦痛のみならず、病気の進行等に対する心理的不安、離職や医療費負担による経済的不安などの精神的苦痛を抱えていることが多く、これらを原因とする抑うつ状態の継続が自殺のリスク要因になると言われています。
- うつ病は不眠や食欲がないなどの身体症状が出ることが多く、内科医等のかかりつけの医師を受診することが多い傾向があることから、地域のかかりつけの医師等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門医師との連携、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得する研修を実施することで、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療のための対策が必要です。

<主な取り組み>

- うつ病の早期発見・早期治療の取組を進めるため、かかりつけの医師等に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等を習得する研修を実施します。
- 名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」において、がん患者及びその家族等に対し、ピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供を行います。
- 難病患者やその家族の方を対象に保健センター保健師等による面接や訪問相談を行っています。また患者交流会等を実施し、患者や家族が抱える療養上の悩みや相談に対応します。
- 患者への服薬指導や薬学管理を通じて、適切な薬物療法の提供等を行うことで、自殺への結びつきを防ぐとともに、患者のメンタルヘルスの異変に気付き、適切な対応を取っていただけるよう、名古屋市薬剤師会の会員に対して、ゲートキーパー研修を実施します。
- 慢性疾患等の重篤患者が抱える療養上の悩みや経済問題などの複合的な相談に対応できるよう関係機関の連携を図ります。

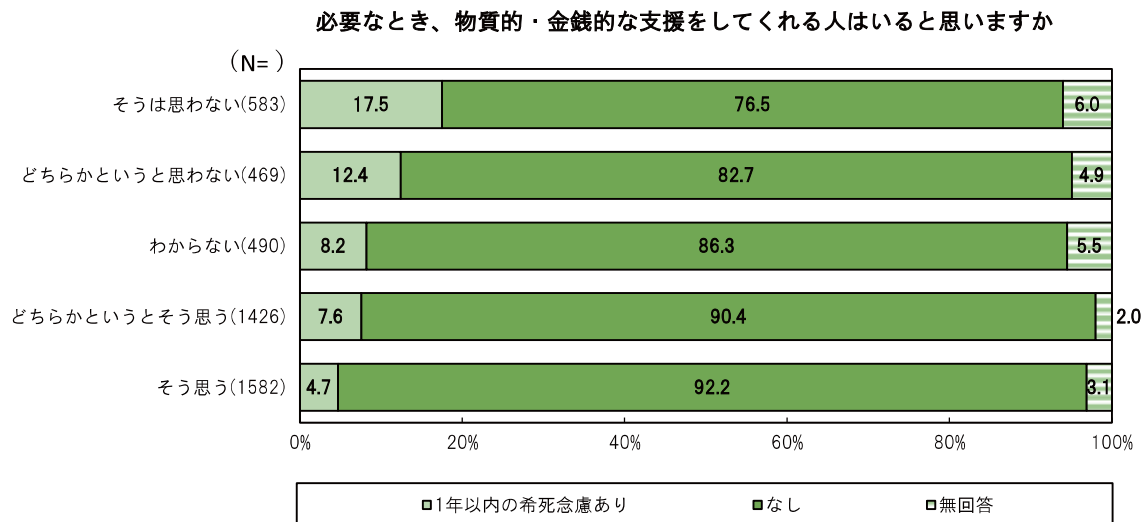
＜主な施策＞

取組	内容
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師等に対し、うつ病等精神疾患に関する適切な診療の知識・技術および精神科医等の専門医との連携方法等を習得するための研修を実施。
名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」の運営	がん患者及びその家族等にピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供。
難病訪問相談支援事業・難病患者医療生活相談事業	難病患者及びその家族等に保健センター保健師等による面接や家庭訪問・患者交流会（集い）を実施し、患者や家族が抱える療養上の悩みや相談に対応。

■ 生活困窮者

<現状・課題>

- 生活困窮者は、経済的な問題以外にも、社会や家族からの孤立や心身の不調など多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多くなっています。また、様々な問題を抱える自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援をする必要があります。
- 「こころの健康に関するアンケート」では、物質的・金銭的な支援をしてくれる人がいないと思う人ほど、希死念慮を抱く割合が高くなる傾向が見られました。



<主な取り組み>

- 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援方針や内容等を記載した具体的な支援プランを作成するなど、自立に向けた相談支援を一体的に行います。
- 生活困窮を担当する相談機関や関係機関の職員に対して、ゲートキーパー研修を実施します。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に対して学習支援事業を、高校生に対して学習継続支援事業を実施し、学習及び進学の意欲の増進を図ります。
- 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対応できるよう関係機関の連携を図ります。

＜主な施策＞

取組	内容
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターの運営	生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた相談支援を行う窓口として、就労支援や家計再建に向けた支援を一体的に実施。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域連携の推進やアウトリーチ支援を実施。
中学生の学習支援	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。
高校生世代への学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施。

■ 多重債務者

＜現状・課題＞

- 返済困難な借金を抱えている人は、経済的な問題だけでなく、離婚などの家庭問題を始め複数の問題を抱えていることが多く、ストレスによる精神的な不調に陥りやすい状態にあります。

＜主な取り組み＞

- 多重債務者と接する機会のある関係課で構成する「多重債務問題対策庁内連絡会議」を開催し、連携と情報の共有を図ります。また、抱えている複数の問題に対応するため「多重債務問題対策庁内連絡会議」の関係機関と連携を図ります。
- 自殺の一つの要因でもある多重債務問題に関して、消費生活センターにおいて、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会と連携し、相談窓口を設置します。
- 愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となったイベントを開催する等、多重債務者の発生予防に向けた啓発や相談窓口の周知を図ります。
- 相談者の方のメンタルヘルスの異変に気付き、適切な対応を取っていただけるよう、身近な法律の専門家として様々な相談に乗る愛知県司法書士会の会員に対して、ゲートキーパー研修を実施します。
- 福祉関係や労働関係等の各相談窓口での連携を図ります。

＜主な施策＞

取組	内容
消費生活相談「サラ金・多重債務法律相談」	自殺の一つの要因でもある多重債務問題に関して、消費生活センターにおいて、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会の協力を得て、相談窓口を開設。
名古屋市消費生活フェア	愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となってイベントを開催。

■ DV被害者

＜現状・課題＞

- 「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」（Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス））は、心身の健康に大きな影響を及ぼすと言われています。被害者は、繰り返される暴力の中でうつ病やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの探索の恐怖、経済的な問題、将来の不安等により精神的に不安定な状態となる場合もあります。
- DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、被害者も子どものことを考えたり、経済的な不安等様々な理由から支援を求めることをためらいがちになります。

＜主な取り組み＞

- 配偶者暴力相談支援センターや男女平等参画推進センター「イーブルなごや相談室」で電話相談等を実施します。
- 配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所において被害者からの相談に対応し、被害者の保護及び自立支援等を行います。
- 11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間においてパープルリボンキャンペーンを実施する等、暴力の根絶のための啓発活動を実施します。
- 被害者がひとりで問題を抱え追い込まれることのないよう関係機関と緊密な連携を図るなど、被害者等の保護や自立に係わる総合的な支援に取り組みます。

＜施策の基本的方向＞

取組	内容
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力被害者の保護のため、被害者からの相談、自立支援等を実施。
「イーブルなごや相談室」女性のための総合相談（男女平等参画推進センター）	女性の専門相談員が女性が日常生活の中で直面する悩みや不安を受け止め、性別役割的な価値観等を捉え直しながら、主体的な問題解決を目指す相談を実施。
社会福祉事務所における女性福祉相談	各社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、様々な女性の相談を実施。

コラム 7 DV（ドメスティック・バイオレンス）

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者やパートナーなどからの暴力・虐待のことです。また、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴力だけを指すではありません。人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、自分や家族に危害が加えられるのではないかといった恐怖を与えるような脅迫（心理的攻撃）、生活費を渡さない、外で働くことを制限する（経済的圧迫）、嫌がっているのに性的な行為を強要すること（性的強要）なども暴力です。

●DV行為の例

<身体的暴行>

- ・殴る、蹴る ・物を投げつける ・身体を傷つける可能性のある物で殴る
- ・刃物などを突きつける ・髪をひっぱる、突き飛ばす、首を絞める
- ・熱湯をかける（やけどさせる）

<心理的攻撃>

- ・大声でどなる、ののしる、物を壊す ・何を言っても長時間無視し続ける
- ・ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして脅す
- ・人格を否定するような暴言を吐く
- ・暴力行為の責任をパートナーに押しつける
- ・子供に危害を加えるといって脅す ・SNSなどで誹謗中傷する
- ・交友関係や電話・メールを細かく監視する
- ・行動や服装などを細かくチェックしたり、指示したりする
- ・家族や友人との関係を制限する ・他の異性との会話を許さない

<経済的圧迫>

- ・生活費をわたさない ・デート費用など、いつもパートナーにお金を払わせる
- ・お金を借りたまま返さない ・パートナーに無理やり物を買わせる

<性的強要>

- ・無理やり性的な行為を強要する
- ・見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・避妊に協力しない ・中絶を強要する

注：例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてが配偶者暴力防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。

身体に対する暴力は被害者の身体を傷つけるだけでなく、命にかかわる危険もあります。暴力を受けない状態になってからも、暴力を受けていたときの恐怖が消えず、情緒不安定になったり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になったりするなど、心の健康を害してしまうケースもあります。

また、子供がいる家庭では、父親が母親に暴力をふるう現場を子供が目撃したり、子供も暴力をふるわれたりすることもあります。このような家庭環境では子供の安全や健やかな成長発達に多大な影響を及ぼすおそれがあります。パートナーに暴力をふるうという問題がある家庭に子供が育つことは、子供がその暴力を直接目撃するかどうかにかかわらず、子供に心理的外傷を与えるおそれがあり、児童虐待のうち心理的虐待にあたります。

（「政府広報オンライン」より）

■ 児童虐待被害者

＜現状・課題＞

- 児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成など、将来に渡る重大な影響を与えることにより、自殺のリスク要因ともなり得ます。
- 児童虐待から子どもたちを守るため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応及び虐待を受けた子どもの自立支援に、切れ目なく関係機関が緊密な連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

＜主な取り組み＞

- 児童虐待防止推進月間として定める5月、11月にオレンジリボンキャンペーンを実施する等、児童虐待防止や相談窓口の広報、啓発を行うとともに、母子保健事業と連携して、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことなどにより、児童虐待の未然防止と早期発見を図ります。
- 「なごやっ子SOS」において、保護者、児童本人及び電話による相談を希望する者に児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施します。
- 児童虐待に迅速・的確に対応し、児童や様々な困難を抱える保護者に対して適切な支援やケアを実施することで子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童相談所や社会福祉事務所等の体制強化や専門性の向上に取り組みます。
- 児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童の自立を支援するため、入所児童への精神面へのケアとともに、学習支援や就労等の自立支援を実施するほか、退所後のアフターフォローに継続的に取り組みます。
- 関係機関が緊密な連携を図りながら児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応及び虐待を受けた子どもの自立支援に取り組みます。

<主な施策>

取組	内容
名古屋市児童を虐待から守る条例の推進（オレンジリボンキャンペーン等）	児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施。
なごやっ子SOS	児童虐待や子育てに関する悩み・不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施。
児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化。
乳児院による児童虐待防止のための訪問支援	乳児院に専任の育児指導担当職員を配置し、家庭訪問による養育に関する相談や、乳児院の機能を活かした支援等を通じて、養育に関する負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の再発防止及び未然防止につなげる。
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充。
児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、連絡調整および情報交換を実施するとともに、社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に実施。
児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就労等の自立支援を実施。

■ 犯罪被害者等

<現状・課題>

- 犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった被害を受けるほか、医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することがあります。また、加害者から逃れるために住居を移す必要が生じることや、刑事手続きに伴う負担についての雇用主等の無理解から、雇用関係の維持に困難を来すこともあります。
- さらに、犯罪等により直接生じる精神的・身体的・財産的被害のみならず、自分や家族が犯罪等の対象になったという事実からも精神的被害を受けたり、将来再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、捜査・公判の過程、医療、福祉等の場で配慮に欠ける対応により、いわゆる二次的被害を受けることがあります。

<主な取り組み>

- 名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に対する支援を実施するとともに、関係機関との連携を図ります。
- 名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口において、専任の職員が犯罪被害等により生じた不安や問題などの相談にお応えするとともに、区役所などへの手続きに同行するほか、状況や要望に応じて関係機関を案内しています。
- 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るとともに、精神的被害から回復することができるよう、一定の犯罪被害者等へ支援金・見舞金の支給を行うほか、日常生活や居住等の支援を行っています。
- 犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生防止の重要性などについて理解を深めることができるよう市民向け講座を実施するとともに、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等を行っています。

<主な施策>

取組	内容
名古屋市犯罪被害者等支援	犯罪被害者等基本法と名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に対する支援を実施。

■ 災害被災者

<現状・課題>

- 災害により、家族等の大切な人を亡くすこと等により、大きな心理的負担を抱え、また、将来の不安などから、うつ病等の精神疾患を発症することがあります。

<主な取り組み>

- 大規模自然災害等の発災時等に精神医療機関の支援、被災者の心のケアができるよう、関係職員等を対象とした研修を実施します。
- 災害時には、被災者のこころの健康を保持するため、保健センター及び精神保健福祉センター（こころば）に電話相談窓口を設置します。
- 災害時には、被災体験や治療の中断による精神症状の憎悪、P T S D（心的外傷後ストレス障害）、避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等の精神的健康の保持増進等に対応するため、精神保健福祉センター（こころば）を中心として、避難所等を定期的に巡回し相談に応じます。
- 被災体験あるいは財産や肉親の喪失等に起因するP T S D（心的外傷後ストレス障害）、避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等の精神的健康の保持増進等に対応するため、精神保健福祉センター（こころば）と連携して避難所等を定期的に巡回し相談に応じることとしています。
- 大規模な自然災害等により多数の被災者が発生した場合に、迅速かつ適切なこころのケア活動の具体的な行動がとれるよう、災害時のこころのケア体制について整備します。

<主な施策>

取組	内容
災害時精神医療活動研修	大規模自然災害等の発災時等に精神医療機関の支援、被災者の心のケアができるよう、関係職員等を対象とし、研修を実施。

■複合的に重なるリスク要因

<現状・課題>

- 家庭問題（家族関係の不和、介護・看護疲れ等）、経済・生活問題（倒産、失業、生活苦等）、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）等への偏見や差別など様々な社会的問題がリスク要因となり得ます。さらに、これまで見てきたリスク要因の他にもひきこもりや性暴力被害など多様なリスク要因があり、社会的問題、個人の心理的問題等とも密接に関連しています。そして、自殺の背景にはそれぞれが複合的に重なっていることが多いとされています。
- 複数のリスク要因を抱えることで追い詰められた末の心中等につながる恐れがあるため、行政・精神科医療機関等・民間支援団体の連携による包括的な支援体制の整備が必要です。また、複合的な自殺のリスク要因に対応していくためには、各リスク要因に対し行っている施策や関係相談機関、支援団体等の連携を推進する必要があります。
- 近年、トラウマインフォームドケアの普及も図られているところでもあり、支援機関の職員のトラウマを抱える人への基本的な対応技術の習得も必要です。

<主な取り組み>

- 自殺対策を総合的かつ円滑に推進することを目的とした「自殺対策推進本部会議」などの庁内会議の開催や、関係機関、民間団体、学識経験者等で構成する「自殺対策連絡協議会」の開催等により連携を図ります。
- 「自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議」の開催や地域連携マニュアル「ガイドブック常備薬こころの絆創膏」の配布、ウェブサイト「こころの絆創膏」への各種相談窓口の掲載等により、各相談機関相互の連携促進を図ります。
- 属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。
- セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の当事者や周りの方々が相談できる窓口を設置することで、当事者の生きづらさの解消や、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）への正しい理解の促進を図ります。
- 愛知県弁護士会と連携し、暮らしの中の法律問題、職場の人間関係、こころの健康に関する悩みなどを同時に相談できる無料相談会を開催します。
- 多様なニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業を拡充し、相談者が相談しやすく、また、効果的な支援が可能となるような仕組みの構築を進めます。
- 支援機関の職員等がトラウマを抱える人への基本的な対応技術を習得できる機会について検討します。

<主な施策>

取組	内容
自殺対策連絡協議会	自殺対策の取組みに関して関係機関および民間団体等との意見交換および意見聴取を行い、本市における自殺対策を総合的に推進するため、名古屋市自殺対策連絡協議会を開催。
自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議	自殺対策に関する相談機関の連携強化を図るための会議を開催。
地域連携マニュアル「ガイドブック常備薬こころの絆創膏」の作成・配布	各分野の支援機関の情報を共有し、悩んでいる方とそれぞれの悩みに応じた支援先の連携を促進するためのマニュアルを作成・配布。
ウェブサイト「こころの絆創膏」の運営	悩みに応じた相談機関の紹介、うつ病に関する知識や精神科医療に関する問答を掲載したウェブサイト「こころの絆創膏」を運営。
重層的支援体制整備事業	包括的相談支援チームにより、属性や世代を問わない相談の受け止め、アウトリーチによる課題の早期発見、継続的な伴奏支援、地域住民や相談支援機関との協働のコーディネートなどを実施。
名古屋市セクシュアル・マイノリティ電話相談	セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の当事者や周りの方々を対象とした相談を実施。
暮らしとこころのお悩み相談会	愛知県弁護士会と連携し、暮らしの法律問題やこころの健康に関する悩みを同時に相談できる無料相談会を実施。

(3) 自死遺族に対する支援

家族、親族や友人、同僚等といった身近な方を自死により亡くした自死遺族の方は、悲しみや寂しさだけでなく、自責感、怒り、無力感などの苦しく複雑な感情の変化が起こります。

また、親など大切な人を自死で亡くした子どもは、自分の感情を言葉でうまく表現することができず、行動面や身体面に大人とは異なる様々な変化がみられることがあります。

さらに、自殺に対する偏見や自死遺族への周囲の理解や知識の不足等により、親族や友人、職場の同僚等身近な人に対しても、苦しさや悩みを打ち明けられず心理的に孤立する等、特有の苦しみを抱えることがあります。

そうした苦しみに加えて、生計の維持や子育ての不安等の生活上の問題や、債務、労災、損害賠償等といった法律上の問題等を抱えることも多く、そうしたことから精神的な不調を来し、それが長期にわたり継続することもあります。

そのため、市民への自死遺族に対する理解の促進と支援の充実を図ります。

計画期間中(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度)に重点的に行う取り組み

-  市民が自死遺族の心情等を理解し、寄り添うことができるよう、また市職員、学校関係者、各相談機関職員等が自死遺族に対し適切な配慮や対応ができるように啓発、研修の実施等の充実を図ります。
-  自死遺族の方が抱える生活上・法律上の問題や精神的な不調等について相談できる場や各相談機関・自助グループ等の情報周知の充実を図ります。

<現状・課題>

- 「こころの健康に関するアンケート」では、親族・友人・職場の同僚など身近な人を自死により亡くした経験を持つ方は29.6%となっています。
- 自死遺族に対するこころのケアをはじめ、継続的な支援を行うとともに、民間団体と連携して自死遺族への理解を深める取り組みが必要です。
- 自死遺児の中には、ケアを要する家族がいて、ヤングケアラーとなる場合がありますが、そうした場合に支援を受けられるよう、適切な情報の周知や支援を行っていく必要があります。
- 自殺者及び親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害されることのないよう、自死遺族支援に取り組むことが必要です。
- 遺族の声を聞く機会を設ける等により遺族等の意向を丁寧に確認し、遺族等に寄り添った適切な事後対応を行っていくことが必要です。

＜主な取り組み＞

- 精神保健福祉センター（こころば）において、自死遺族に対する相談支援を実施しています。また、精神保健福祉センター（こころば）の自死遺族相談を利用された方のうち、継続的なこころのケアが必要な方に、市内大学の心理学研究室等において無料カウンセリングを実施します。
- リーフレットやウェブサイト「こころの絆創膏」において、身近な人を自死で亡くされた方が感じる心理面の変化等の説明や各種相談窓口、自助グループの情報等を提供します。
- 自死遺族の心情やいきづらさ、留意した方が良いこと等について、市民、市職員、学校関係者、各相談機関等の理解の促進を図るため、セミナーの実施やゲートキーパー研修等の中で啓発を行います。
- 自死遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題への留意事項をとりまとめた「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引き」を活用し、ウェブサイトにおいて必要な情報の提供を図ります。
- 自死遺児に対する理解において、教職員の資質向上のための研修等を実施します。
- 自死遺児自身がヤングケアラーとならざるを得ない場合に支援を受けられるよう、関係者向け研修を実施する等、適切な情報の周知や支援を図ります。
- 市民、市職員、学校関係者、各相談機関等の自死遺族に対する理解の促進と自死遺族支援の充実のため、自死遺族の方々の心情に配慮しながら取り組みを推進します。

＜主な施策＞

取組	内容
自死遺族相談	自死遺族を対象にしたこころの相談（面接）を実施。
自死遺族カウンセリング	自死遺族相談を利用した方のうち、継続的なこころのケアが必要な方に、市内大学の心理学研究室等に委託し、無料カウンセリングを実施。
自死遺族向けリーフレットの作成・配布	自死遺族等のための各種相談窓口や民間団体の連絡先等を掲載したリーフレットを作成し、遺族等が必要とする支援策にかかる情報を提供。
自死遺族支援セミナー	自死遺族に寄り添うために自死遺族の心情や生きづらさ、留意した方が良いこと等について学ぶセミナーを実施。

～大切な人を亡くされたあなたへ～

本市では、大切な人を自死で亡くされた方のために、各種リーフレットを作成しております。そのリーフレットの中から、大切な人を自死で亡くされた方へ向けたメッセージをご紹介します。

❀ 自死遺族の会からのメッセージ ❀

大切な人を突然に自死で亡くされ、今、あなたは、悲しみや混乱の中にいらっしゃるのかもしれません。「なぜ?」、「どうして?」という思いで、胸がはりさけそうなお気持ちでしょう。悲しみや寂しさだけではなく、ご自分を責めたり、恥じたり、激しい怒りや、どうにもならない無力感などの感情の渦の中にもいらっしゃると思います。また、感情だけでなく、あなたの体の状態や行動にもさまざまな変化が起こっているのかもしれません。その上、経済的なことや子育ての問題など、生活の上でも大きな変化を余儀なくされるなど、さまざまな問題が生じてきているのかもしれません。また、毎日の生活や家事、仕事などにも影響が出ているのかもしれません。

この思いや状態、そして、これらのさまざまな変化は、あなただけではなく、大切な人を自死で亡くされた時、多くの皆様がごくごく自然に体験されます。あなたは一人ではありません。私達は、あなたのつらさを少しでも和らげることができればと願い、このリーフレットを作成しました。このリーフレットが、少しでもあなたのお役に立てば…と願っています。

※パンフレット作成協力：リメンバー名古屋自死遺族の会

～こころの居場所～ AICHI 自死遺族支援室

添付画像編集中

